

商工文教委員会会議記録

商工文教委員会委員長 高橋 但馬

- 1 日時
平成28年12月16日（金曜日）
午前10時2分開会、午後4時51分散会
（うち休憩 午後0時3分～午後1時3分、午後3時6分～午後3時21分）
- 2 場所
第3委員会室
- 3 出席委員
高橋但馬委員長、ハクセル美穂子副委員長、名須川晋委員、千葉進委員、千葉伝委員、
樋下正信委員、工藤誠委員、斉藤信委員、小西和子委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
柳原担当書記、竹花担当書記、吉田併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 労働委員会事務局
桐田労働委員会事務局長、花山参事兼審査調整課総括課長
 - (2) 商工労働観光部
菊池商工労働観光部長、新屋副部長兼商工企画室長、高橋雇用対策・労働室長、
戸舘ものづくり自動車産業振興室長、鈴木商工企画室企画課長、
高橋経営支援課総括課長、押切産業経済交流課総括課長、高橋地域産業課長、
平井観光課総括課長、高橋雇用対策課長、工藤労働課長、
高橋特命参事兼ものづくり産業振興課長、瀬川自動車産業振興課長
 - (3) 教育委員会
高橋教育長、川上教育次長兼学校教育室長、菊池教育次長兼教育企画室長、
菊池教育企画室特命参事兼企画課長、佐々木教育企画室特命参事兼予算財務課長、
佐々木学校施設課長、小野寺首席指導主事兼学力・復興教育課長、
藤岡首席指導主事兼義務教育課長、岩井首席指導主事兼高校教育課長、
木村高校改革課長、佐々木首席指導主事兼特別支援教育課長、
菊池首席指導主事兼生徒指導課長、松下生涯学習文化課総括課長、斎藤文化財課長、
八木首席指導主事兼スポーツ健康課総括課長、今野参事兼教職員課総括課長、
荒川首席経営指導主事兼小中学校人事課長、

小田島首席経営指導主事兼県立学校人事課長

(4) 総務部

大槻理事兼副部長兼総務室長、藤澤総務室管理課長、佐藤法務学事課総括課長、
岡部私学・情報公開課長

7 一般傍聴者

4名

8 会議に付した事件

(1) 労働委員会関係審査

(議案)

ア 議案第1号 平成28年度岩手県一般会計補正予算(第3号)

(2) 商工労働観光部関係審査

(議案)

ア 議案第1号 平成28年度岩手県一般会計補正予算(第3号)

(請願陳情)

ア 受理番号第34号 特定複合観光施設(IR)地域整備推進法(カジノ解禁法)
に反対する請願

(3) 教育委員会関係審査

(議案)

ア 議案第1号 平成28年度岩手県一般会計補正予算(第3号)

イ 議案第25号 岩手県立陸中海岸青少年の家の指定管理者を指定することに関し
議決を求めることについて

(4) 総務部関係審査

(議案)

ア 議案第1号 平成28年度岩手県一般会計補正予算(第3号)

イ 議案第27号 公立大学法人岩手県立大学に係る中期目標を定めることに関し
議決を求めることについて

(請願陳情)

ア 受理番号第32号 私学助成を拡充させ、教育費負担の公私間格差をなくし、子
どもたちにゆきとどいた教育を求める請願

イ 受理番号第33号 私学助成の充実強化等に関する請願

(5) その他

ア 次回の委員会運営について

9 議事の内容

○高橋但馬委員長 ただいまから商工文教委員会を開会いたします。

なお本日、岩淵併任書記は、けがによる療養のため欠席となります。

これより本日の会議を開きます。本日は御手元に配付いたしております日程により会議

を行います。

初めに、労働委員会関係の議案の審査を行います。議案第1号平成28年度岩手県一般会計補正予算（第3号）第1条第2項第1表、歳入歳出予算補正中、歳出第5款労働費のうち労働委員会関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**花山参事兼審査調整課総括課長** 労働委員会関係の補正予算につきまして御説明申し上げます。便宜、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げますので、説明書の33ページをお開き願います。

今回御審議をお願いいたしますのは、第5款労働費、第3項労働委員会費、第2目事務局費について、254万6,000円を減額しようとするものでございます。その内容といたしましては、事務局職員の人件費の過不足及び人事委員会勧告による給与改定に伴う人件費の過不足を補正するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○**高橋但馬委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**斉藤信委員** 一つは、人事委員会勧告による賃上げがあると思いますけれども、賃上げ分が幾らで、そしてその減額補正の中身が何なのか、そこを示してください。

○**花山参事兼審査調整課総括課長** 全体で254万6,000円の減額となっておりますが、本年度の職員の人件費につきましては、前年度に在籍した職員をベースに積み上げて予算化しています。人事異動により、昨年度よりも人件費の低い職員が多くなり、これに係る減額分が325万9,000円でありまして、一方、人事委員会勧告に基づく給与改定分が増額の71万3,000円でございます。これを合わせますと、254万6,000円の減額となるものです。

○**斉藤信委員** これで終わりますが、人員は変わらないけれども、若い給料の低い職員がふえたと理解してよろしいですか。

○**花山参事兼審査調整課総括課長** 今回の補正につきましては、そのような趣旨でございます。欠員の分は、計上額の整理には含まれておりませんで、2月補正の段階で最終的に整理をするというような見込みとなっております。

○**高橋但馬委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋但馬委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋但馬委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋但馬委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定い

たしました。

以上をもって、労働委員会関係の付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 なければ、これをもって労働委員会関係の審査を終わります。労働委員会の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。議案第1号平成28年度岩手県一般会計補正予算（第3号）第1条第2項第1表、歳入歳出予算補正中、歳出第5款労働費のうち商工労働観光部関係第7款商工費及び第2条第2表、繰越明許費中、第7款商工費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○新屋副部長兼商工企画室長 議案第1号平成28年度岩手県一般会計補正予算（第3号）のうち、商工労働観光部関係の予算について御説明を申し上げます。議案（その1）の4ページをお開き願います。

当部関係の歳出予算は、第5款労働費の1,927万5,000円の減額のうち、第3項労働委員会費を除いた1,672万9,000円の減額、第7款商工費の10億8,458万6,000円の増額、合わせて10億6,785万7,000円の増額補正であります。補正予算の内容につきましては、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げます。以下、金額の読み上げは省略させていただきますので、御了承願います。それでは、予算に関する説明書の31ページをお開き願います。

第5款労働費、第1項労政費、第1目労政総務費の管理運営費の減額は、職員給与に係る所要額を補正しようとするものであります。32ページに参りまして、第2項職業訓練費、第1目職業訓練総務費の職業能力開発指導監督費の減額及び第2目職業訓練校費の管理運営費の増額は、いずれも職員給与に係る所要額を補正しようとするものであります。

次に、少し飛びまして42ページをお開き願います。第7款商工費、第1項商工業費、第1目商工業総務費の説明欄一つ目の管理運営費の減額は、職員給与に係る所要額を補正しようとするものであります。

次のいわて産業人材奨学金返還支援基金出捐金は、ものづくり産業等の持続的発展に不可欠な人材の確保及び定着を図るため、県内の事業所に就業する大学生等の奨学金返還の助成に要する経費について、公益財団法人いわて産業振興センターに設置する基金へ出捐しようとするものであります。

次に、第2目中小企業振興費の産業競争力強化支援拠点整備費補助は、国の地方創生拠点整備交付金を活用した事業であり、ものづくり産業の国際規格への対応や競争力の強化を図るため、電子機器の性能評価を行う電波暗室等の整備に要する経費について補助しようとするものであります。

43ページに参りまして、第2項観光費、第1目観光総務費の説明欄一つ目の管理運営費

の減額は、職員給与費に係る所要額を補正しようとするものであります。次のいわてインバウンド新時代戦略事業費は、国の東北観光復興対策交付金を活用した事業であり、外国人観光客の増加を図るため、宿泊施設における客室へのシャワー設備の設置など受け入れ態勢の整備に要する経費への補助等について所要額を補正しようとするものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。議案（その1）にお戻りいただきまして、7ページをお開き願います。第2表、繰越明許費補正の追加の表であり、当部の関係部分は第7款商工費の先ほど説明いたしました産業競争力強化支援拠点整備費補助の9億円について、計画調整に不測の日数を要することなどから、翌年度に繰り越しを行おうとするものであります。

以上で補正予算議案についての説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○高橋但馬委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○樋下正信委員 前にも聞いたかもしれませんが、観光総務費の外国人観光客受入促進環境整備事業費について、もうちょっと具体的に。ホテルには大体シャワーがついていると思うのですが、どのようなところに何カ所程度整備するのですか。

○平井観光課総括課長 外国人観光客受入促進環境整備事業について、こちらは当初予算から措置しているものでございまして、当初予算では、例えば外国人観光客のニーズの高いWi-Fi環境の整備、館内の多言語表示でありますとか、そういうものを従前から補助しております。今般新たに、例えば和室に宿泊される外国人の方から、個室のシャワーが欲しいというニーズがあったことから、そういう簡易な改装をする場合に今回の補助対象とするものでございまして、ホテル、旅館側の改装に係る総事業費に対する2分の1の金額を補助するものです。

○ハクセル美穂子委員 私のほうからは3点御質問したいと思います。

観光総務費のいわてインバウンド新時代戦略事業費の事業の概要について、以前に御説明いただいておりますが、その中で調査及び情報発信事業ということで、SNS分析効果測定事業をなさるという説明をお聞きしたことがありました。SNSの分析効果測定について岩手県として委託するときに、インバウンドの誘客に必要な情報をどのように定義されているかという点についてお伺いしたいと思います。

第2に、同じ事業費の中で県の観光ポータルサイトいわての旅の外国語バージョンリニューアル事業を行うということなのですが、現在のホームページを全面的にリニューアルして多言語対応することなのですが、これはパソコン用とスマホ用が今あります。パソコン用は、今も多言語対応になっているのですが、スマホ用を見たら日本語だけかと思っていて、その部分について、リニューアルでスマホ用のサイトも多言語化するのかなどという点を確認したいと思います。

もう一つは、プロモーション事業もやられるということで、これについて台湾から花巻空港への定期便とか定期チャーター便が延期になるという発表がなされていまして、これ

に関連して、いろいろプログラム・チャーター便というのもあると思うのですが、チャーター便がなくなることによって今まで以上に台湾の方とかタイの方の呼び込みが非常に厳しい部分があるのではないかと思います。来年度に向けての事業だと思うのですが、その辺の内容と戦略をどのようにお考えかという点をお聞きしたいと思います。

○平井観光課総括課長 3点の御質問にお答えいたします。

まず、SNSの分析ですが、これについては国のほうでビッグデータを活用してSNSの分析を若干しておりまして、例えばSNSで岩手県というものがどのように発信されているかという分析も国のほうでしています。その場合、例えば岩手県に関連するキーワードでは、あまちゃんというものが結構発信されていますが、そこに関連して、岩手県との結びつきを見ますと、なかなか、あまちゃんと岩手県が結びついていないというような指摘もあります。

このようなことを踏まえまして、例えば岩手県の観光資源で、特に個人のお客様がどういったコンテンツに興味があるのか、それに関連する観光資源は何か、そしてそれに関連する観光消費を伴うコンテンツは何かというものを関連づけます。また国々によってワードが違いますので、そこを分析して、この国に対してはこういう情報発信をしていくというような形の分析を考えております。

それから、ホームページの多言語化ですが、ホームページは既に多言語化しております。また、モバイルサイトについても多言語化しております。今までは単に日本語のホームページをそのまま外国語に翻訳するという形でしたが、その国々の好みというのがありますので、今度はその形で少しリニューアルをしながら構成を変えていくということを考えております。ただ今回は、まずホームページからということで考えております。

それから、台湾のプロモーションですが、委員からお話がありましたとおり、現在定期チャーター便、または定期便につきましては、台湾トランスアジア航空の解散によりまして、若干中華航空の定期便路線に関する見直しといたしますか、変更がなされている段階にあります。私どもでは、もちろん花巻空港へのチャーター便、定期便による台湾からの誘客というものを念頭に置いています、一方では広域観光という視点がございます。こちらにつきましては、やはり外国のお客様というのは一つの県というよりは、かなり広域に回られるということがございますので、東北観光推進機構を中心として東北6県で連携いたしまして、例えば仙台空港、それから北海道の千歳空港、こういうところから入ってくるお客様の広域回遊を促していくことで岩手に宿泊していただくというような戦略を現在考えております。

○ハクセル美穂子委員 SNSの分析効果測定事業について、あまちゃんとか岩手県とか、そういった内容を調べるということは、個人旅行向けの旅行商品というか、そういうコンテンツをどのようにこれからつくっていくべきかというようなところを分析して、今後の戦略に反映させたいという意味で、どちらかという、団体旅行ではなくて個人旅行向けのための分析だと理解してよろしいのでしょうか。

○平井観光課総括課長 おっしゃるとおり、現在外国人観光客は団体旅行から個人旅行にどんどんシフトしておりますので、そちらは特に個人をターゲットにしています。

○ハクセル美穂子委員 ぜひしっかりと分析していただきながら、こういったプロモーションをやられているのかというのを勉強させていただきまして、その中で団体旅行向けのコンテンツとか消費が多いとも感じております。それから、海外の方の視点というのをどのように捉えているのかと。例えばあまちゃん、多分海外の方でもアジアの方にはわかっても欧米の方にはわからない。ヨーロッパの方もかなり個人旅行をされる方が多いので、大きな市場だというような情報もあります。ただ、ヨーロッパの方はミラノ博に行ったりはしますが、こういったものを求めているか分析がちょっと足りないのかと感じていますので、その点については、ぜひこの事業を効果的に使っていただきたいと思っています。

それとあわせて、ホームページのリニューアルについて、スマホ用のサイトはやらないのですね。基本的にパソコン用のサイトを充実させるということで、スマホ用はないということでもいいのですか。

○平井観光課総括課長 今回の補正予算で計上しておりますのは、パソコン用のホームページですが、やはりスマホとかモバイル端末対応も必要と考えますので、まずはパソコン用のホームページのほうを改修した後に、反響等を見ながらモバイルサイトの改修も検討してまいりたいと考えております。

○ハクセル美穂子委員 私は、きちんとリニューアルするのであれば、スマホ用もしっかりとやるべきだと思います。なぜかという、結局海外からインバウンドでお客様が来たときに、スマホを使うという前提の中でWi-Fiとかの整備を進めているのであれば、スマホを使ってパソコン用ウェブサイトを開くというのは、非常に字も小さくて見づらい。私もこのウェブサイトを見ましたけれども、最初にスマホで開くと、スマートフォン用のウェブサイトに行きますかという表示が出てくるのです。思わず押してしまう。そうすると、結局スマホ用のウェブサイトに行ってしまうので、本当に多言語化でリニューアルするのだとすれば、インバウンドの方の利便性みたいなものを重視して行われるべきではないかと思うので、この点については今回はパソコン用ということですが、SNSの分析の状況を見ながら、ぜひスマホ用のほうも、きちんと対応していただきたいと思います。

次に、花巻空港の定期チャーター便がなくなった関係についてです。この間、仙台空港を利用させていただいたのですけれども、そのときに仙台空港から連絡用の電車に乗ったりして周りの観光用のポスターを見ていたら、南東北というのがすごくいっぱいあって、北東北向けのポスターとかが全然ない。仙台空港や千歳空港からインバウンドの方を連れてくるようになったときに、北東北とか東北6県というコンテンツの情報が全然ないのだということを改めて感じました。来年度に向けては、その点についてもぜひ考えて、効果的に、何とかインバウンドを獲得できるように頑張っていたいただきたいと思いますので、ど

のように仙台空港とか千歳空港から団体旅行客ではない方を呼んでくるかという点についてどう考えていらっしゃるのか、最後にお聞きしたいと思います。

○平井観光課総括課長 近隣のハブ空港からの誘引ですけれども、まず仙台空港につきましては、東北6県そして新潟県で構成しております東北観光推進機構を中心に、また仙台空港は民営化されておりますので、仙台空港の管理会社等と連携いたしまして、東北全域を仙台空港から回遊していくようなプロモーション、PRについて取り組んでいくこととしております。

また、北海道千歳空港からの誘引ですが、こちらの一番大きな誘引する鍵は、北海道新幹線が開業したことです。北海道から東北を一体としたコンテンツ、特にこれからの冬というものを売っていくような形で、JR東日本のほうで今回冬の東北キャンペーンというものを展開していただいておりますので、JR東日本もしくはJR北海道などのJRグループと連携して取り組んでいく考えです。

○工藤誠委員 私のほうからは、いわて産業人材奨学金返還支援基金出捐金の関係ですけれども、このことについては一般質問をさせていただきましたし、知事、それから部長のほうからも御丁寧な御答弁をいただきましたので、細部の確認ということで何点かお伺いしたいと思います。

返還支援の対象とする職種については、半導体、ロボット、自動車とかの8分野があるという話なのですが、いわゆる研究開発部門というような高度な職種という御答弁でございました。最初私はわからなくて、ラインとかで働いている人を考えれば募集人数50人などというものではないだろうというイメージでしたけれども、お聞きしたところ研究開発とかの部門だということでございます。700社というお話も御答弁の中にありましたけれども、具体的にそういう研究部門を持っている企業というのは何社ぐらいあると捉えているのか、その辺をお聞きしたい。

新聞報道では、減免という報道があったので、私は事前に確認して2分の1、3分の1の減免と聞きましたが、免除はないということを確認したいと思います。まず2点、お願いします。

○高橋特命参事兼ものづくり産業振興課長 対象職種というお話でしたけれども、大学生等を採用して、研究開発部門や技術開発、生産技術や生産管理、いろんなところで主要なリーダーとなるような人材として活躍していただけるという形を想定しております。県内企業の中で研究開発部門を設置している企業が何社あるか詳細については把握しておりませんが、県内企業の中で、例えば岩手大学と産学連携で研究開発を推進している企業というのは、手元に数字がありませんけれども、かなりございます。県としても産学官連携の研究を推進しておりますので、県内企業の技術力の強化を図る上では、今回の制度によって優秀な技術系の大学生が県内の企業のほうに入っていきような道筋になると思っています。そういう意味では県内企業の開発力、技術力強化につながっていくと期待しているところでございます。

免除ということですが、今回の制度においては2分の1なり3分の1という形で助成をしていきたいと考えておりますので、特に全額免除という形までは想定はしていないところです。

○**工藤誠委員** 研究開発部門とか、生産のラインなどのいわゆる工程管理、トップに立つような人材、そういう職種だとは捉えましたが、具体的な数とか何かを考えた場合に、逆に私は50人より少ないのではないかと思ったのですが、50人という数がそういう部門で毎年、果たしてまた逆に確保できるものなのかという懸念もあります。

私の発言になれば、必ず県北という話が出るわけですが、具体的に、例えばトヨタ自動車東日本、東芝、デンソーとかのような大企業であれば、そういう部門があるのでしょうけれども、私のように県北のほうに住んでいると、何とか電子とか、何とかエレクトロニクスとかという企業はありますけれども、そういうところでは研究部門とか大きなラインの管理とかをする方というのは少ないと思うのです。

先ほど会社の数も把握していないということですが、県北とか、私が住んでいる二戸地域とか、そういうところで、おおよそ何社程度該当があるかということは把握されているかどうか、お聞きしたいと思います。

○**高橋特命参事兼ものづくり産業振興課長** 先般の答弁では、平成26年経済センサスのデータを用いまして、県内で対象となるであろう分野の企業数は、大体700社ということをお答えさせていただきましたけれども、県北広域振興局管内では、その経済センサスのデータによりますと、25社程度となっているところです。

前の質問で、50人程度の研究開発部門の人数の話がされましたけれども、それにつきましても、主要100社くらいの県内企業の大卒者等の採用計画人数というのが出ておりましたので、それと県内企業、県内大学の就労者とのキャップを埋めるという形での50人というような形を算定しているところがございます。県内企業においても、そういう大卒者についての需要というのはきちんとあるというようなことから取り組みをすることとしたので、その点をちょっと申し添えます。

○**工藤誠委員** わかりました。いずれスタートしてみないとわからないという部分もあるとは思いますが、今回制度設計をされて事業を組んでやられることについては、大きな一歩だと評価させていただきます。

私は、数値的なことをお聞きしたいのですが、県が1億円出しますと、企業、団体から1億円を求めますということで、2億円を取り崩し型基金としてやるということがあります。仮に、まず50人ずつ、3年間で150人になりますよね。個々の学生によって借り入れている額が違うので、返済の額も違うと思うのですが、3年間やって、その後8年間在住して企業に勤めたということになると、平成30年度就職する方々からスタートする、そこから11年ぐらいかかるのです。大体その償還の毎年のシミュレーションみたいなものはつくっていらっしゃるのでしょうか。当然つくっていらっしゃると思うのですが、なぜそのことをお聞きするかというと、仮にその企業から1億円の寄附が集まらなかった

場合、2,000万円、3,000万円だといった場合に、学生はもしかすれば50人ではなくて60人応募してくるかもしれない。そういう学生がふえていった場合に、ちょっとお金が足りないので、申しわけないけれども、ことしは人数を抑えますとか、いや、8年だったものを6年にさせていただきますとか、そういうことがもしもあるのであれば、これは非常に困るわけなので、そういうシミュレーションをされているのかということと、もしかして集まらなかった場合、1億3,000万円が1億5,000万円だったとした場合、2億円を想定して足りない何千万円なり5,000万円を県は新たに出捐することも想定されているのか、そのこともお願いします。

○高橋特命参事兼ものづくり産業振興課長 まず、シミュレーションですけれども、来年度早々から募集活動などをしていきたいということも考えております。平成30年度から実績、就業、居住の確認をしながら、平成31年度から実際の支払いという形になろうかということで、8年かけてということでございます。3年間で150から200名程度の応募があった場合ですけれども、期間とすれば、平成40年度までかかるだろうとっております。基金の出捐のピークというのが、大体平成33年度から38年度の6年間で、これが2,000万円から2,500万円程度となろうかと考えております。

また、今後応募者多数とかで基金が足りなくなった場合ですけれども、今回の制度において、実際の借入額とシミュレーションした額が同一という形ではありませんので、差が出てくるだろうということで、我々とすれば基金の規模の状況を踏まえながら、できる限り応募も受け付けたいとは思っております。また基金の出捐については、予算のほうからも、平成40年度までいろいろ見直しがあるかもしれませんが、その期間においては、我々としては企業のほうからの出捐を粘り強く働きかけながら、その確保を図っていきたいと考えております。

○工藤誠委員 最後になりますけれども、企業もそれだけの優秀な人材を集めるということで、その点のメリットは十分あるわけですし、ものづくり産業の技術の向上とか、県内に帰ってきてもらうということでは非常にいいことだろうと思えます。いずれスタートしてみないとだめだと思いますので、見直しはその都度されていかれたらよろしいのではないかと思います。県内を見れば、例えば岩手大学理工学部、一関工業高等専門学校、あとは岩手県立大学ソフトウェア情報学部ですか、そのように県内には何大学かあるのですけれども、いわゆるこれからのものづくり産業を引っ張っていくということについて、工学部、理工学部、いろいろな理工系の大学は、やっぱり首都圏のほうが多いだろうと思っております。新年度になったら、そういうところの学生に、どんどん、どんどんPRしていく。それから、当然地元の企業にもやっていただくということは当たり前のことだと思うので、その辺についてどのような取り組みを今後進めていくかということをお伺いして終わりたいと思えます。

○高橋特命参事兼ものづくり産業振興課長 今後この制度については、PR等に力を入れていきたいと考えております。具体的には、県のホームページ、あるいは広報紙を初め企

業訪問もしていきたいと思っておりますし、県内外での学生向けの説明会なりいろいろなイベントについても出かけていって説明をしていきたいです。また、いわてで働こう推進協議会で、県内の団体とも連携を図りながら、広く周知を図っていきたいと考えております。

○**斉藤信委員** 私も、いわて産業人材奨学金返還支援基金出捐金の1億円についてお聞きをしますが、今の議論で8分野の職種が対象だということでしたが、その8分野を示していただきたい。

○**高橋特命参事兼ものづくり産業振興課長** 今回の支援制度の対象としております分野につきましては、岩手県ふるさと振興総合戦略での地域産業を牽引する産業、戦略的に振興する産業ということで、自動車、半導体、医療福祉機器、航空機、ロボット関連、環境エネルギー及びソフトウェア開発の分野で進めています。また、そのほか知事が認める分野というのもつけ加えて、八つの分野という形で設定をさせていただいているところです。

○**斉藤信委員** 対象分野として、経済センサスでの企業数は700社程度となっていました。経済センサスの何を基準に700社というのが出ているのか。先ほど、県北地域では25社対象となっていました。県央、県南、沿岸の地域ごとではどうなっていますか。

○**高橋特命参事兼ものづくり産業振興課長** 経済センサスの統計上のほうの業種ですと、支援制度の対象分野と完全にリンクするという形ではありませんけれども、経済センサスの中では、いわゆるものづくり関連企業、ものづくり分野に属する企業ということで、県内企業で多い電子部品・デバイス製造業とか輸送用機械器具製造業、こういう業種の企業を拾って出しています。

また、県央、県南、沿岸の地域ごとということですが、各広域振興局管内で、県央は166社、県南は464社、沿岸は88社という状況です。

○**斉藤信委員** それで700社というのが、いわゆる戦略的なものづくり産業の対象になるのではないかとことですが、自動車産業は、このうち幾らになりますか。

○**高橋特命参事兼ものづくり産業振興課長** 経済センサスの中での輸送用機械器具製造業の中では37社というデータが出ています。

○**斉藤信委員** 自動車産業が37社ですか。

○**高橋特命参事兼ものづくり産業振興課長** 輸送用機械器具製造業という形になっておりますので、輸送用の中には鉄道とか、データの的には造船とかも含まれているので、自動車だけではありません。

○**斉藤信委員** 輸送用ですから、その中に自動車も含まれると。たったわずか37社なのですか。自動車関連というのは、私は関連企業も含めると、かなり波及効果も大きいと思っていけれども、こんなものですか。

○**高橋特命参事兼ものづくり産業振興課長** 統計データとして拾う対象企業とすると、平成26年の経済センサスとして出ているデータは37社ということになります。

○**斉藤信委員** では8分野、それぞれ対象事業所数を示してください。

○高橋特命参事兼ものづくり産業振興課長 8分野という部分につきましては、先ほど申し上げましたとおり、県として戦略的に進めていく産業分野という形で、岩手県ふるさと振興総合戦略なり、さらには県の地域イノベーション指針という形で次世代産業分野、戦略的産業分野に対応する形で、その対象として想定される企業とすれば、ものづくり産業なりIT産業という形で拾っておりますので、この分野については何社、この分野については何社という形での社数のデータについては、今のところ持ち合わせておりません。

○斉藤信委員 輸送機械関係は37社と出るのに、ほかのところが出ないのというのはおかしいでしょう。700社とあるのだから。概数でいいので。今出せなかったら、後でもいいけれども、出せないのですか、出せるのですか。

○高橋特命参事兼ものづくり産業振興課長 経済センサスの中では、プラスチック製品製造業50社、鉄鋼業42社、非鉄金属製造業18社、金属製品製造業147社、産業機械器具製造業37社、生産用機械器具製造業147社、業務用機械器具製造業37社、電子部品・デバイス・電子回路製造業72社、電気機械器具製造業40社、情報通信機械器具製造業24社、輸送用機械器具製造業37社、情報サービス業91社ということで、合計742社になります。これらの業種の企業が主に対象になってくると考えています。

○斉藤信委員 後できれいな一覧表を下さい。

いずれものづくり産業ということですが、例えば金融関係でも、こういう事業所支援の場合に専門的な力量が問われるのです。だから、ものづくり関係ということだけではなくて、そういう事業所を支援する、特に金融機関なんかにはそういう力を持った、知識を持った人材が私は必要だと思うので、理工系に限定するというのは片手落ちではないかと思いますが、その点いかがですか。

○高橋特命参事兼ものづくり産業振興課長 今回の制度におきましては、産業競争力の強化を図っていくために県内企業の技術開発力を強化していきたいということが主眼ですので、技術系の人材という形で対象を決定させていただいているところです。直截的という意味で、対象として理工学系の学部の人材を対象とさせていただいているところです。当面3年間というような形ですので、今回はそこに注力させていただくということで考えているところです。

○斉藤信委員 それは、国のメニューで限定されているのですか。県が今回こういう制度をつくる上で、県がそのように設定しているか、そこを示してください。

○高橋特命参事兼ものづくり産業振興課長 今回国のスキームを活用しますので、国のスキームにおきましては、地元産業界と連携を図りながら、戦略的な形で振興する産業に携わる人材、学位等もそういう産業振興に資する人材という形で設定をされていますので、その考え方をもとにして、今回技術系の人材ということで設定させていただきたいと思います。

○斉藤信委員 産業振興に資するといったら広いのです。ものづくりというのは、その中の一つの産業ですよ。だから、国の縛りが無いということですね。

○**菊池商工労働観光部長** 説明を補足いたしますと、国のスキームは地方経済を牽引していく成長的な産業分野、戦略的に振興していこうとする分野ということで、そういった観点から理工系の学生等を対象とするというスキームが示されております。それを基本に、今回まずは、まさに総括課長が答えたとおり、直接的にその生産分野を革新的に変えていくための人材を確保して、産業の力をつけようという発想で進めております。

当面こういう形で産業界に人材を投入するスキームを展開しますけれども、当然委員おっしゃるとおり、さまざまな分野でも同様のニーズが出てくると思っております。そういったところは、人材需要の状況も見ながら、また応募の状況、さらには先ほど工藤委員からも御意見をいただきましたが、出捐金を高め、規模を拡大していかなければ、その対応力もないものですから、そこら辺のところは産業界、経済界等にもよくよく御理解いただきながら、地域経済全体にとって波及効果のある制度に成長していくようにしていければいいと思っております。

○**斉藤信委員** それで700社で、この間の求人の状況はどうだったのか。あと、先ほど主要100社の需要という話がありました。主要100社で求人の状況、実績はどうだったのか示してください。

もう一つ、4年制大学、県内で言えば岩手大学理工学部、県立大学ソフトウェア情報学部は対象になると思うけれども、県立産業技術短期大学校とか一関工業高等専門学校、これは対象になるのかどうか。今私が指摘したそれぞれの学校の県内就職率はどうなっているか、わかりましたら示してください。

○**高橋特命参事兼ものづくり産業振興課長** まず、主要100社ということがございますけれども、その中で、ものづくりとIT分野関係の大学生等の採用計画ということが調査されておりまして、これから拾った中では116人ということで、平成29年度の採用計画というのがありました。

あと700社の求人という部分については、個々の数字を持ち合わせていないところです。今回は、一関工業高等専門学校は対象と考えていますし、県立産業技術短期大学校については対象には入れていないところです。

○**工藤労働課長** 県立産業技術短期大学校の平成27年度における就職率についてお答えいたしますと、就職率は100%で、うち県内就職率は55.9%です。

○**高橋雇用対策・労働室長** 一関工業高等専門学校に係る県内就職率のお尋ねでしたが、今手元の数字を計算しましたけれども、県内就職率としては18%となっております。

○**斉藤信委員** 岩手大学理工学部と県立大学ソフトウェア情報学部は、わかりませんか。

○**戸舘ものづくり自動車産業振興室長** 県内就職率のお尋ねでありますけれども、岩手大学理工学部であります。こちらが20.6%、県立大学ソフトウェア情報学部が27.2%となっております。いずれも平成27年3月の卒業生であります。

○**斉藤信委員** 一関工業高等専門学校が対象になって県立産業技術短期大学校は対象外というのは、もう一つ合理性がない感じがしますね。これは、修業年限は同じではないの

ですか。県立産業技術短期大学校は対象にならないというのは、なぜそうなのか。一関工業高等専門学校が対象になるのなら、県立産業技術短期大学校も対象にしていいのではないかと思います。

○**菊池商工労働観光部長** 県立産業技術短期大学校の人材についても、当然カバーしていきたいと思っていますが、現段階では対象としている奨学金を日本学生支援機構のほうから借りている方々を対象に設定したものですから、今県立産業技術短期大学校の生徒たちは、産業教育側の奨学金を使っている関係もありまして、そういう技術的な問題ですので、やがて解決できるようにしていきたいと思っています。

○**斉藤信委員** 奨学金の制度が違うということですね。わかりました。それはぜひ解決していただいて。今答弁があったように、県立産業技術短期大学校の県内就職率は55.9%で、この中では一番高いのですね。ところが、あとは20%台ですよ。確かに求人は首都圏のほうが多いのだろうけれども、しかし、さっき主要100社で116人という話がありました。恐らく700社という規模にしたら3倍、4倍ぐらいの規模になるのではないかと。だから、せっかくこういうところを対象にして人材確保をしようとしたら、やっぱり県内の大学、一関工業高等専門学校、県立産業技術短期大学校含めて、県内にどういう企業があるのか、どんな取り組みをしているのか、そしてその求人状況などをきっちり知らせると。できればキャリア教育の中で、そういうところへの企業訪問なども行い、今度の取り組みを通じて、単なる免除ではなくて、県内のそういう中小企業、大手企業も含めて、ぜひ県内の人材を確保する取り組みにぜひつなげていただきたいと思っています。

これは、制度として、基金に出捐した企業は奨学金の免除が2分の1になり、出捐しない企業は3分の1が免除だということですよ。それで、2分の1、3分の1が免除というのは最大8年間、そして借りている額も違ふと。大学院に行けば、恐らく400万円、500万円が必要ということになる。だから、それぞれの学生がこの対象になるときに、2分の1、3分の1ですから、いわば免除する額も違ってくるということではないかと、これが一つ。

あともう一つは、最大8年間なのですが、例えば3年間で転職したとか、県外に転勤した場合、これはどういう扱いになるのか。返還を求めるといふことはないと思うけれども、そのときには2年、3年で打ち切りということになるのか。転勤の場合はどのようにカウントするか、その点、仕組みとしてどうなっていますか。

○**高橋特命参事兼ものづくり産業振興課長** 今回の制度では、出捐していただいた登録企業と、出捐をいただけなかった一般企業という区分を設けて、登録企業については奨学金返還額の2分の1の助成。それぞれ大学プラス大学院という場合、一定の部分、割合とともに上限額も定めております。登録企業は2分の1の助成率で、上限額は250万円。それ以外の一般企業は3分の1の助成率で、上限額は167万円。大学のみという場合については、同様に登録企業の上限額は150万円、一般企業の上限額は100万円という形です。大学院のみと、高等専門学校の場合についてもそれぞれ上限額を設定しております。大学院のみの場合については、登録企業100万円、一般企業67万円、高等専門学校の場合は登録

企業 70 万円、一般企業 47 万円という形で、上限額を分けて設定させていただいているところですが。

あと転職や転勤という場合ですけれども、就業なり居住なりという部分を確認した上で助成をしていくという仕組みですので、例えばやめられたとか転職した場合については、さかのぼって返還するというのではなくて、転職した以降については対象外になってくるという形です。

あと県外に転勤とかという場合もありますけれども、会社都合なり、いろいろなパターンがあるかとは思っています。その詳細については、他県の事例等も参考にしながら、今後詰めていきたいと思っております。

○**斉藤信委員** これですら最後になりますけれども、2分の1免除で上限額は250万円。だから、たくさん奨学金を借りている人は、例えば6年で250万円を超えたらそれで終わり。こういう理解でいいですね。年に50人、3年間で150人から200人ということで、年50人にも幅があるということですが、もし、例えば60人ぐらい申請した場合には、200人の枠の中でこれは認められる。では、どのぐらい超えた場合に選考ということになるのか、そのことだけ聞いて終わりたいと思います。

○**菊池商工労働観光部長** この基金は使いきり基金、取り崩し基金でございまして、当面この2億円を使い切りましょうという発想です。小さく生んでという発想ですので、どんどんふえてもらえれば、より対象として支援できる若者がふえてくるわけですが、使い切るまで使うということですので、50人程度と言っているのは、毎年50人の定員で切りますということではないです。向こう8年間の出資計画、くどい話をしてしまうと、使い切るまでの人が集まったら終わりです。なので、中小企業団体とか、中小企業の方々からも、これについては非常に要望をいただいた経緯もありますので、積極的に出捐していただいて、どんどん規模を広げましょうということです。

○**斉藤信委員** 一つ聞き忘れました。この1億円の出捐金は、たしか国が2分の1補助するのですよね。例えば、企業がこれに出捐した場合に、税制上のメリットがどういう形であるのか。

あと最後に、産業競争力強化支援拠点整備費が10分の10補助率で9億円という多額なのですが、これを正確に、どこにどういうものを整備するのかお示してください。

○**高橋特命参事兼ものづくり産業振興課長** 企業のほうは寄附金という形ですので、企業会計では損金算入するということになります。

産業競争力強化支援拠点整備費ですけれども、これについては工業技術センターのほうに整備をするものです。施設につきましては、電波暗室として、10メートル法の電波暗室1室、3メートル法の電波暗室、シールドルーム、また別の試験をする部分ですけれども、それに伴う建屋です。

あと、こういう測定をするための附属の測定機器整備もあります。これらを含めまして9億円という事業費を構成しています。

○高橋但馬委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、商工労働観光部関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第 34 号特定複合観光施設（I R）地域整備推進法（カジノ解禁法）に反対する請願を議題といたします。当局の参考説明を求めます。

○平井観光課総括課長 受理番号第 34 号特定複合観光施設（I R）地域整備推進法（カジノ解禁法）に反対する請願について参考説明を申し上げます。この法律につきましては、第 189 回国会に法案が提出され、継続審議されているところですが、第 192 回国会において、昨日 15 日に修正の上、可決成立したものです。

それでは、お配りしております資料をごらんください。特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律の内容について御説明いたします。この法律の目的につきましては、第一にございますとおり、特定複合観光施設区域の整備の推進が、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資するものであることに鑑み、これを総合的かつ集中的に行うことが、この法律の目的とされているところです。

特定複合観光施設などの用語の定義につきましては、第二にありますとおり、特定複合観光施設とは、カジノ施設、会議場施設、宿泊施設等が一体となっている施設であって、民間事業者が設置及び運営をするものとされており、ここでいうカジノ施設は、許可を受けた民間事業者により特定複合観光施設区域において設置及び運営がされるものに限ることとされており、また、特定複合観光施設区域とは、特定複合観光施設を設置することができる区域として、地方公共団体の申請に基づき国の認定を受けた区域とされています。

この法律の基本理念につきましては、第三にありますとおり、地域の創意工夫及び民間の活力を生かした国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、地域経済の振興に寄与するとともに、適切な国の監視及び管理のもとで運営される健全なカジノ施設の収益が社会に還元されることを基本とするとされています。

法制上の措置等につきましては、第五のとおりであり、政府は、第六から第八までに掲げる内容に基づきまして、特定複合観光施設区域の整備の推進を行うものとし、このため

に必要な措置を、法律の施行後1年以内を目途として講じなければならないこととされています。

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本方針につきましては、第六にありますとおり、1、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成等。2、観光産業等の国際競争力の強化及び地域経済の振興。3、地方公共団体の構想の尊重に関しまして、政府は必要な措置を講じることとされております。また、この法律とは別に定める法律によりまして、4、カジノ施設関係者に対する規制をすることとされています。さらに政府におきましては、5、カジノ施設の設置及び運営に関する規制について、カジノ施設における不正行為の防止並びにカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行う観点からの措置、外国人旅客以外の者に係るカジノ施設の利用によるギャンブル依存症等の悪影響を防止する観点からのカジノ施設に入場することができる者の範囲の設定等の措置をとることとされています。

国及び地方公共団体の財政の改善に関する事項については、第八にありますとおり、国及び地方公共団体は、カジノ施設の設置者及び運営をする者から納付金を、カジノ施設の入場者から入場料を徴収することができるものとされております。

特定複合観光施設区域整備の推進体制につきましては、第九にありますとおり、内閣に特定複合観光施設区域整備推進本部を設置し、必要な法律案及び政令案の立案等を行うこと。また、有識者で組織する特定複合観光施設区域整備推進会議を当本部に置くこととされております。

この法律の規定及び第五にあります法制上の措置等につきましては、第十にありますとおり、この法律の施行後5年以内を目途として必要な見直しが行われるべきものであることとされております。以上で説明を終わります。

○高橋但馬委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○斉藤信委員 このカジノ解禁法案なのですけれども、国会が延長されたら、突然5時間33分の審議により、衆議院で強行採決されてしまったものであり、参議院でも、結局は強行されるということになった異常なものであります。何が一番の問題かということ、刑法で禁じられた犯罪行為である賭博を、日本の歴史上初めて民営賭博という形で合法化するというものです。私は聞きたいのだけれども、刑法でなぜ賭博が禁止されているのか、示してください。

○平井観光課総括課長 刑法で賭博が禁止されている理由につきましては、最高裁判例、それから国会における政府参考人の答弁におきまして、刑法上、賭博が犯罪とされておりますのは、賭博行為が勤労、その他の正当な原因によらず、単なる偶然の事情により財力を獲得しようとする他人と相争うものであります。国民の射幸心を助長し、勤労の美風を害するばかりでなく、副次的な犯罪を誘発し、さらに国民経済の機能に重大な障害を与えるおそれがあることから、社会の風俗を害する行為として処罰することとされているということとあります。

○**斉藤信委員** 今、刑法が賭博を禁止していた理由が示されました。刑法で禁じていた賭博を合法化するという事について、私は法的な議論はほとんどされていないと思います。これは驚くべきことです。問題の核心は何かというと、民営賭博の解禁が刑法に照らして本当に許されるものなのかということなのです。それを議員立法で、恐らくこれは、政府は出せないのです。刑法に反するものを政府は出せないですよ。内閣法制局は、最近少しおかしくなっているけれども、その法制局でさえこれは出せないでしょう。だから議員立法で出したのです。しかし、余りにもひどいから、今まで審議もされなかった。それを国会が延長されたら、5時間33分で通した。本当にこれは許されない。カジノ解禁法案の本質というのは、観光立国でも成長戦略でもなく、日本人の貯蓄を、特に海外のカジノ資本に差し出すというもので、私はここに本質があると思う。

今法律の概要について説明がありました。第一の目的に、特定複合観光施設区域の整備の推進が、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資するものであることに鑑み、これを総合的かつ集中的に行うとあります。観光及び地域経済の振興に寄与することが目的だということです。賭博が何で観光や地域経済の振興に寄与するのですか。寄与するわけではないでしょう。賭博というのは、圧倒的多数が損をする仕組みです。そして、一部の人だけがもうける。いわば、最大多数の不幸を広げて、一部の者がもうけるから、こういう賭博というのは禁止されているのです。

だから、衆議院で強行採決されたときに全国紙の全てが反対の社説を掲げたのです。これは、今までにないことです。いわば、マスコミから見ても、こんな異常なものを強行するというのは許されない。多数の不幸の上に、こういう賭博が合法されていいのかと、読売新聞の社説もこのように言いました。

岩手県の自民党の議員はどう考えているか。カジノは本当に観光振興になるのか、地域振興になるのか、本気でそんなことを考えているのか。私は、絶対にならないと思うけれども、これは自民党の議員に聞きましょうか。いいですか、当局としてそういう発想はないと思うけれども、改めて念のために聞きます。賭博で観光が推進されるとか、地域経済が振興するという事は、私は全く考えられないと思うけれども、いかがですか。

○**平井観光課総括課長** 賭博と観光の関係と申しますより、まず法律につきまして、県としてどのように捉えているかということをおし上げたいと思います。

まず、この法律に挙げていますいわゆるIRにつきましては、さまざまな機関、それから議論の中で、開業前の投資効果といたしましては、例えば建設経費等の投資効果、経済効果があります。また、開業後の経済効果といたしましては、観光収入、消費の増、それから国際会議等の開催増とか、自治体税の収入、入場料の増などが期待されるという議論もありますが、その一方で社会への影響として組織犯罪の関与、それから周辺治安の悪化、青少年賭博、勤労意欲減退、ギャンブル依存症などの十分な対策が必要であるというような指摘がなされています。こういうメリット、デメリットのところを踏まえて、十分な、慎重な検討が必要と考えておりますし、また当法律におきましては、先ほど申し上げまし

た社会影響への懸念に対する措置につきましては別の法律、または政府の措置というものに現在委ねられているような状態ですので、ここを注視しなければ、それが観光振興に資するかどうかというものの判断ができないところです。

また、私どもは、平成 21 年に条例として制定されております、みちのく岩手観光立県基本条例の理念に基づいて観光振興施策を実施する責務がありますので、そこに照らし合わせて考えなければいけないと現段階では考えております。

○**斉藤信委員** それなりにまともな答弁だったと私は思います。賭博場に健全な観光客は来ませんよ。一攫千金を求めて来ても、圧倒的多数が不幸になるのが賭博なのです。だから禁止されたのです。

それで、実はカジノ産業というのは、今や世界でもアジアでも斜陽産業になっています。カジノに依存するまちづくりの危険というのは、例えばラスベガスと並んでカジノの町と象徴されたニュージャージー州のアトランティックシティは、次々とカジノが倒産して 3 分の 1 が消滅する状態となり、町の雇用や税収が失われたと。シンガポールも今、落ち込んでいます。だから、そういう斜陽産業なのです。私は、これが成長戦略の目玉と言わざるを得ない安倍政権の行き詰まりと退廃と破綻を感じます。

観光振興、地域経済活性化というのだったら、本来の地域の資源、地域の知恵と力を生かしてやるべきなのです。そういうものを無視して、賭博で一旗揚げようという発想では、国も地域も滅びてしまう。国会では強行されましたが、しかし具体的な実施の中身については、実施法案がこれから出されるのです。だから、今度のカジノ解禁法案だけではカジノはできません。私は、このカジノ法案に反対の立場を表明するという事は、実施法案を阻止し、絶対国民の不幸を広げるようなカジノというものを広げてはならないという岩手県議会の意思を示す上で大変重要だと考えますので、ぜひこれは自民党を含めて採択をしていただきたい。

○**小西和子委員** 議論され尽くしたところですが、IR の収益についてはどのように見込まれているのか。カジノが占める収益が多いというような報道がありますが、そのような資料がありましたらお答えください。

○**平井観光課総括課長** IR の導入につきましては、さまざまな自治体、さまざまな研究機関でいろいろな経済効果の試算がなされております。ただし、この試算につきましては、IR、いわゆる特定複合観光施設全体での収益、経済効果について試算されているものでありまして、カジノ施設のみ限定した試算というものについては私ども把握していないところです。例えば一般社団法人日本経済団体連合会が平成 25 年 6 月に発表いたしました報告書によりますと、都市近郊に大型のいわゆる IR 施設を整備した場合に、施設整備に伴う投資は 5,600 億円、経済波及効果につきましては、施設運営に伴うものが年間 5,800 億円、施設整備に伴うものが 9,300 億円と試算されているところであり、そのようなデータは把握しています。

○**小西和子委員** IR を隠れみのにしてカジノをつくろうというような、そういう法案で

あるわけですが、カジノがその収益の中の7割を占めるといった報道も目にしたことがあります。先ほど斉藤委員がお話しされましたけれども、なぜ今いきなり、わずか2日間の審議で採決が行われたか。前から審議は行われていましたけれども、まともな議論がされて反対がありました。観光客を呼び込むためといいながら、これはどうなのでしょう。観光客が日本に来る目的として、どのようなことを期待して来ているのかというようなデータはありますか。

○平井観光課総括課長 ただいま手元に具体的な詳細データはありませんが、一般論といったしまして、いろいろなアンケート等の調査を行いますと、外国人観光客、特に個人旅行でいらっしゃるお客様の好みというのは、やはり日本の伝統文化、それから日本の食を期待して来ているというようなデータはあります。

○小西和子委員 全くカジノとは無縁な理由でお見えになっているということです。

先ほど各紙がこのような見出しで反対の社説を報道しているということでもあります。そして、ギャンブル依存症が536万人いると推測されておりますけれども、この対策は、今とられているのでしょうか。

○平井観光課総括課長 ギャンブル依存症に対する対策については、当部では所管しておりませんので、お話しできるものではありません。

なお、先ほどの統計等につきましては、警察庁発行の犯罪統計、それから厚生労働省等の調査によるものですので、そちらの所管で行っているものと思われれます。

○小西和子委員 人の不幸でもうけるような産業というものは、断じて許すことはできません。先ほど斉藤委員も話をしましたけれども、世界各国でカジノが斜陽しまして、大変な思いをしているというようなことも聞きます。韓国の例などは、町そのものが衰退してしまっているというようなこともお聞きしております。したがって、この反対請願には賛成しますけれども、社会的な悪影響に目をつぶって、このカジノ解禁法案には断じて賛成するわけにはいかない。青少年の健全育成への影響も懸念されております。それから、公営賭博が省庁縦割りで天下りの利権事業化していると請願にあります。先ほどお話がありましたとおり、そもそも日本では賭博行為は、刑法で禁止されております。その理由についても、この請願の要旨の中で述べられておりますので、私もこの請願に賛成であります。

○高橋但馬委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」「不採択」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 本請願については、採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋但馬委員長 可否同数であります。

よって、岩手県議会委員会条例第14第1項の規定により、委員長において本案に対する可否を決定いたします。

本案については、委員長は可とすることに決定いたします。

なお、ただいま採択と決定した本請願につきましては、国に対して意見書の提出を求めるものでありますので、今定例会に委員会発議したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○高橋但馬委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思ひます。これについて御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 なければ、これをもって意見交換を終結します。

お諮りいたします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定しました。なお、文言の整理等については当職に御一任願ひます。

以上をもって商工労働観光部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○工藤誠委員 私のほうからは一般質問も終わりましたし、前回の常任委員会でもありましたけれども、企業誘致の話若干させていただきたいと思ひます。

一般質問で話しましたけれども、北のチョコレート工場2 d o o rという、本当におしゃれなお店ができました。ぜひ皆さんいらしていただきたいと思ひます。ああいうお店が県北地域にあるのだということと、南部せんべいとチョコレートということで、びっくりしました。前にもチョコ南部という商品名が出ていましたけれども、つくる工場が見られ、カフェもあり、ビデオでいろいろなところを映したりして、販売店舗もあるということで、都会にあるようなお店で、すばらしいと思ひました。

それで若い経営者の社長にお会いしました。その社長は、幾らかかったとか、そういう具体的なことはおっしゃらなかったのですが、県からの支援を受けたか、地元の市からの支援を受けたかということについては、地元の市から財政援助を受けたそうであります。それで、県についてはどうでしたかということについては、県の制度というのはなかなか面倒くさくて、当然補助金ですから、事業計画書とか収支計画書とかが必要になり、それを出せば補助対象外が出てきたり、また完了検査のときにいろんなごちゃごちゃしたよう

な手続があるので、そういうのはいいということで、今回は自己資金でやったようであり
ます。

一般質問でも言いましたけれども、もっと使い勝手のいいような企業支援の制度を設け
るべきではないかと。部長の答弁の中では、いろんなファンドとか、あとは創業支援セミ
ナーとか、さまざまなことをやっているというお話があったのだけれども、そういうニー
ズを把握しながら、もっと新しい商品開発とか産業振興をしていくために、そういう制度
をつくってほしいと思いますので、再度繰り返しの答弁になるかもしれませんが、そのこ
とをもう一度お知らせいただきたいと思います。

○戸館ものづくり自動車産業振興室長 特に沿岸地域も含めて県北地域の産業振興を図
る上で、県としてもできるだけ最大限の支援をしたいということで、不断にこれは研究
検討を重ねているわけでありまして、県北地域に関しましては、県有地に係る補助金につ
きましても、他地域と比較しますと、かなり優位な条件で補助が受けられるような制度も
設けておりますので、これはこれで終わりということではなくて、これからも研究は続け
ていきたいと思っております。

○工藤誠委員 その経営者の方は、そういう財政支援のことは余りおっしゃらなかったの
ですけれども、もう一つ、逆にお願ひしたいという話は、誘客、人の流れです。場所は
わかりだと思っておりますけれども、二戸駅から町なかのほうにおりて、一戸町寄りの外れのほ
うなのです。観光客とか、それからビジネスで来た方が寄るような場合に、まちの真ん中
にある場所ではないものですから、県としてもいろんな観光パンフレットとかそういう中
に入れていただいて、誘客を促していただきたいと。そして、どんどん、どんどんそうい
うものをPRしていきたいということです。

その企業は、御存じだと思いますけれども、南部せんべいの製造と、それから四季の里
というレストランというか食堂をやっています。そして、今回チョコレート工場というこ
とで、地域の雇用にも大きく貢献している企業でございますし、まだ何か規模を広げたい
という意向もあるようです。十分そういうところを酌んでいただいて、今後も新しい企業
支援をお願いしたいと思っております。

もう一つ、今度は二戸地区拠点工業団地のことですが、これもちょっとお話しさせてい
ただきましたけれども、現時点では、20年たっても37.1%という分譲率だということであ
りますが、前回戸館室長のほうから、どうしても県北地域の場合は一次産業に特化せざる
を得ないということなのですけれども、逆になぜ県北地域には企業が来ないのか。どう分
析されているのかというところをまずお聞きしたいと思います。

○戸館ものづくり自動車産業振興室長 一次産業ということではなくて、地域の特性とか、
強みを生かしたような産業を持ってこないとなかなか誘致が進まないだろうという趣旨で
前回申し上げたつもりでございますけれども、この工業団地につきましては、先ほど申し
上げたような補助制度も、かなり他地域よりも優位なものがありますし、それから分譲価
格につきましても、順次引き下げをして、当初分譲を始めたときと比較しますと、今は半

額ぐらまで下げて誘致に努めております。確かに土地開発公社とも連携して企業訪問だとかも行って努力しているわけですが、それだけ立地環境が厳しいということだと受けとめております。

企業には、進出してくるそれなりの理由というのを私どもも見つけて、こういうメリットがありますよということを強く訴えながら誘致に努めているところでもありますけれども、なかなかそういう意味ではそれだけ難しいということだと思っており、引き続き努力していきたいと思っております。

○工藤誠委員 厳しいから頑張ってもらわなければならないわけですので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

この前の私の再質問への副知事の答弁によれば、現在複数の企業と交渉中だという御案内もありました。それで、答弁できる範囲で結構ですが、何社程度と交渉されているのか、どういう分野の企業なのか。それから、見通しと申しますか、感触はどんな状況なのかということをお伺いします。

○戸舘ものづくり自動車産業振興室長 二戸地区拠点工業団地への進出を検討している企業の状況ということでもありますけれども、県や土地開発公社等が具体的に折衝しているのは4社です。分野的には電子部品製造業や食料品製造業となっております。

見通しということでもありますけれども、企業の新たな投資につきましては、企業の経営戦略のまさに根幹にかかわる部分でありますので、なかなか手応えというところまで申し上げることは難しいのですが、いずれ今後におきましても、地元の意思や、そして土地開発公社等と連携しながら、現在折衝に当たっている企業の誘致、立地が実現するように努力してまいりたいと思っております。

○工藤誠委員 私も、そういう仕事をしてきたこともあるので、企業立地については全て県がやれ、県がもっと頑張れということだけは申し上げません。実際に、今二戸市では産業部長は県職員が外向いておりますし、私のまちでは、企業誘致の勉強をしてこいということで、この3月まで、組織改編する前の瀬川自動車産業振興課長のところに若い職員を2年間研修に出して、とにかく企業回りに連れていってもらえと。岩手県がどういう企業に対して売り込みをしているのか、また企業がどういうことを求めているのか、また企業との交渉術とか、情報収集、さまざまなノウハウを勉強してこいということで、2年間研修に出したという経緯もあります。実際自分のところにまた戻ってその担当もやっておりますけれども、県と市町村とで、そこは連携してやっていかないと、なかなか難しいと思います。私もそのことはよくわかります。企業立地担当課に、何やっているのだ、いつまでやっているのだという、責めの状況ばかり言うことはいけないことだと思っております。

その連携をどう図っていくかということと、もう一つ、県は当然企業誘致のプランというものは持っていると思っております。各市町村もそのプランを持っていると思っておりますが、その整合性みたいなものをどのように図っているのか。あとは年に何回か、県と市町村の担当者との情報共有の会議の場とか、一緒にどこかに企業訪問をするとか、そういう機会を持

っているのか。そういう県と市町村の共同の取り組みの現状をお知らせいただきたい。

○戸舘ものづくり自動車産業振興室長 企業誘致に係る市町村との連携でありますけれども、県と市町村とで構成する岩手県企業誘致推進委員会というのがあります。年に何回か集まって研修をやったり、あるいは首都圏等で企業誘致のためのセミナーを開催したりという取り組みをしております。また、個別にも市町村とは随時情報の交換、共有を行っておりますし、市町村の担当者と県の職員が一緒にすり合わせをしながら企業訪問をするということも現にやっております。そういった取り組みを今後一層強化していきたいと思っております。

○工藤誠委員 最後になりますが、先ほどのものづくり人材の奨学金返還支援制度とも絡みますけれども、県北地域というのは、これからも県平均を上回るスピードで人口減少も進んでいくという中で、前にも申し上げましたが、地元には工業高校も、それから高等技術専門校もあり、そういう人材を地元に残すと。それから、また逆に都会で働いている方とかを地元に戻していかないと、なかなか地域が成り立っていかないということです。企業立地イコール地域を活性化させていくことと同じことですので、まずその辺の認識は一緒だと思いますが、そういう視点からも、ぜひ今後とも引き続き取り組んでいただきたいと思えます。これは要望として答弁は要りませんので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○斉藤信委員 最初に、台風第 10 号関連の中小企業対策についてお聞きします。地域なりわい再生緊急対策交付金について、私きのうもどれだけの事業者が対象になるかと本会議で聞いたのですけれども、約 1,000 事業者の見込みということでありました。この根拠をお聞きしたいのだけれども、実は台風第 10 号の被災事業者というのは、商工業者だけで 1,885、宿泊施設の業者が 19、観光関係の業者もさらにあるわけで、約 1,000 という事業者の見込みという根拠はどこにあるのかをまず示してください。

○高橋経営支援課総括課長 約 1,000 件といたしますのは、この事業を実施する 3 市町のほうで地元説明会等を実施しておりますけれども、そういったところで各市町が見込んだ数字を我々のほうでまとめております。

それから、1,885 との差ということなのですけれども、この 1,885 というのは、交付金事業は被災した施設の復旧ですとか、販売活動に対する支援ということなのですけれども、被害状況そのものは、建物は大丈夫だったけれども、商品だけが被災したとか、浸水したのだけれども、水が引いて大きな設備の被害はないとか、そういったものもありますので、必ずしも一致するものではないということと、商店街として取り組むといったこともありますので、そういった部分の差はあろうかと思えます。

○斉藤信委員 わかりました。市町村の見込みを根拠にしているということですね。実はきのう私、地域なりわい再生緊急対策交付金のメニューも聞きました。かなり柔軟なメニューになっているのだけれども、久慈市では商工業、サービス業は上限額が 200 万円。画一的に行われているのではないかという声を聞きます。商工業者、サービス業者といっても、例えばクリーニング店で施設設備だけで数千万円の被害を受けていると。ガソリン

タンドだけでも本当に数百万円。交付金だから、市町村がそういう被害実態に合わせて、原則上限額が200万円だとしても、被害実態に合わせた補助が可能な制度だと私は受けとめていたのだけれども、3市町で具体的な取り組み状況に違いがあるのではないかと思うが、いかがでしょうか。

○高橋経営支援課総括課長 補助の上限額につきましては、委員からお話があったとおりでして、当初この制度を考える段階で、東日本大震災津波の制度を踏まえて事業費を積算するということがあって、当時は商業関係の上限額が200万円ということでしたので、そういったことで制度の規模も考えたわけですが、実際には、現地のお話とかいろいろ聞いた中で、委員がお話ししたような状況もあるということで、修繕で済むのであれば上限額は200万円、ただどうしても入れかえしなければならない設備を使うような部分については、業種を問わず上限額を2,000万円ということで、制度の今の要綱としてはそういう形にしております。

ただ、我々のほうでも、最初に制度を考えているときにアナウンスした部分とか、あとは実際に動いている部分で、十分にもし伝わっていない部分があるのだとすれば、現地で市町もそれぞれ説明会をやっていますので、そういった部分も含めて、その入れかえは可能だということで対応しています。

○斉藤信委員 被害状況に合わせて、業種を問わず上限額は2,000万円と。これは大変大事な答弁ですが、久慈市では画一的に商工業者、サービス業は上限額が200万円という形で説明されているようですから、宮古市、岩泉町と久慈市が実施段階でちょっとずれたら、これは問題なので、よく状況を聞いて対応していただきたい。

次に、県は思い切った施策をとったと思うけれども、国も上限額100万円と3分の2補助の小規模事業者持続化補助金、地域・まちなか商業活性化支援事業、そして上限額3,000万円と3分の2補助の革新的なものづくり・商業・サービス開発支援補助金。グループ補助はできなかったという問題はありますけれども、しかし今度の災害関連で、国のこういう補助を活用できるということなので、私は県の支援策と国のこういう補助金を最大限組み合わせ、被災した中小業者が本当に再建できるようにすべきだと思います。窓口は国の場合には商工会議所、商工会になると思うけれども、どちらの制度も併用可能だと思うので、その点で連携して、そういう取り組みを進めてもらいたいし、商工会議所や商工会への人的派遣なども含めて、その一体となった取り組みについてどうなっているか示してください。

○高橋経営支援課総括課長 交付金事業については、交付金ということにしたのは市町が柔軟な対応ができるようにということもありますので、引き続きいろいろと連絡調整しながら進めたいと思います。

それから、お話のあった商工団体につきましては、そういう相談対応等がふえるということで、3市町の商工会議所、商工会、岩泉商工会を支援している岩手県商工会連合会の人員配置の部分についても補助するというところで事業を設定いたしまして、今その4団体

で人選をしておりますが、既に3団体で人が決まっております、今月から勤務していただいて、もう一団体も今人選中ということですので、できるだけそういうことで対応して、相談対応も強化していきたいということを考えております。

○**斉藤信委員** 被害が大きいだけに、せっかく県や市町が取り組もうとしているこの施策、国の補助制度を最大限活用して再建に取り組むようにしていただきたい。

2番目に、県内就職率の問題について、私はきのうも一般質問で取り上げました。ことしの3月の新規高卒者の県内就職率は、岩手県が64.1%で、全国39位と。一方で、余り産業構造が変わらない石川県が93.9%、富山県が92.3%、東北では宮城県が80.9%、山形県が78.9%なのですね。私、岩手は低過ぎると思います。そして、平成30年度までの本県の目標が66.5%。そもそも目標が低い。私は、きのうは、発想を転換して、せめて宮城県、山形県並みの県内就職率80%を目指すべきではないかということと、それに必要な抜本的な対策に取り組むことが必要だと提起しましたが、これは部長に聞きましょう。今の県内就職率が低過ぎる、目標も低過ぎるという認識はありますか。

○**菊池商工労働観光部長** 岩手のこれまでの人材、特に高卒者の人材の就職先として、長い歴史の中で中央を向いていて、これはひっくり返しますと岩手の産業がまだまだ集積途上であって、しっかりと地元就職先として有力な選択肢となつて、御本人もそうですが、御家族や周りの人たちにもしっかりと認識されるには時間がかかっているだろうと思っておりますが、やがてそういった認識が当たり前のことになってくる世の中を目指して、我々は産業集積や高度化を進めているところです。

目標の設定につきましては、昨日の答弁でもありましたように、過去のかなり頑張っていたころの時期に向けて、着実にまず伸ばしていこうということから始めていまして、これはある意味、先ほど1回目の答弁で申し上げていたように、県民みんなが、やっぱり地元だよねと思ってくれるような状況ができてこないと、ただ上滑りの話になりますし、県民みんなが岩手で働こうという形になってきて、初めて意味のある数字になってくると思っております。そういったことで段階的な成長といいますか、伸びていくようにという思いを込めての設定でございます。

○**斉藤信委員** 低過ぎるという認識がまだないと。私、担当部長としては極めて重大だと思います。真剣に検討してほしい。私は調べました。では、岩手県は山形県と何が違うのか。富山県、石川県と何が違うのか。中小企業の企業数、中小企業の常用雇用者数、ほとんど変わりませんよ。産業構造が全然違うわけではないのです。ところが、県内就職率になると10%以上も違ってくる。だから、今までの古いおくれた発想なのです。

今東日本大震災津波を通じて地元指向が高まっているのも事実です。ところが、現場に行くと、こうなのです。やっぱり早く就職を決めたいということで、関東、首都圏からの求人は早いですから、今までの歴史、実績もあるので、そこから決めていくと。しかし、実際に地元でどういう企業があるのか、どういう求人があるのか知らされないのです。そういうところが今の取り組みとしては決定的に欠落しているのではないかと。

さっき、産業人材の奨学金の返還免除の話もありました。地元にも求人もあり、人を求めている。そして、地元で就職したいと思っている高校生も少なくもないのです。だからそういう意味で文化とか、そういう抽象的なものではなくて、東北の県内就職率の平均は74.1%です。66.5%の目標を立てたって東北の平均にも届かないのです。全国にも立ちおくれるわけです。こういう状況が実際に出ているわけだから、なぜこういうところにとどまっているのか。せめて山形県並みに引き上げることは、私は十分可能だと思うので、その点部長、真剣に検討してください。いかがですか。

○菊池商工労働観光部長 これまでも就職を考えている方々に地元企業をしっかりと知っていただけるように、さまざまな取り組み、情報発信や見学会、説明会、さまざまな場面でやってきているつもりです。また、就業支援等の活動もごさいます。委員もおっしゃいましたが、学校現場においても、これまでの長い首都圏企業との付き合いというのも横にらみしながら地元への就職等に一生懸命頑張らせていただいているところです。

先ほど来申し上げましたが、急激に上げていくことについての数値的な示し方というのも一つの政策のメッセージとして方法論はあると思うのですが、我々としては、今まで地道にといいますか、かなり一生懸命やってきているつもりですが、県内でよく企業を知ってもらって、振り返ってもらって、やっぱり地元だとなっていく、そういう機運と実際の行動をさらに盛り上げていこうと思っております。今もジョブカフェとかいろんな形でさまざまな情報発信、相談窓口をやっていますが、そういった活動にこれからも力を入れていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。また、皆様の周りにいらっしゃる方々にも、ぜひお声がけいただいて、岩手に、地元で就職しようという機運を一緒に高めていっていただければと思います。どうぞよろしくお願ひします。

○高橋但馬委員長 齊藤委員の質疑の途中ではありますが、この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋但馬委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○齊藤信委員 県内就職率の問題で、私は現状も低いし、県の目標も低いと。実は、8月の常任委員会で雇用対策・労働室を呼んでやった経過があるのだけれども、そのときの雇用対策・労働室からの話は、県外流出が多く、県内企業の情報が十分に知らされていないという話でしたよね。だから、県外流出が多くて、県内企業の状況、実態が知らされていないと自覚しているのだったら、本当にそれを打開する手だてをとらなければだめなのです。

県内就職率が低いということはどういう問題かということ、生徒減少の中で就職者数の実数が大幅に減っているのです。平成19年3月の場合には64.8%で2,500人就職しました。ことしの3月は64.1%で1,938人、500人以上減っているのです。だから、同じレベル程度では、どんどん、どんどん県内就職者数は減っていくと。率を上げなかったら、県内の

求人への要請に応えられないのです。だから、東北で見ても低く、生徒が減少する中で、高い目標を掲げて県内の企業の要請に応えるという戦略、方針がなかったら、中小企業の振興にはならないし、人材不足も今は4割と岩手経済研究所の最近の報道でもありましたけれども、この打開はできないのではないかと。

改めて部長にお聞きしますが、東北でも、青森県に次いで最低ランクのこの状況、もっと積極的な目標を持って打開に取り組むということが必要ではないかと思いますが、いかがですか。

○菊池商工労働観光部長 現状認識、問題意識は全く共有されているとっております。そういうわけで、ことしもさらに情報発信等に努めておりますし、学校現場とも連携して企業見学会等、これは父兄も参加していただくような形を誘導していますし、インターシップの御紹介、誘導もいろいろこれまでにない展開をしてきているつもりでおります。これは、引き続き展開していくこととしております。

御案内のとおりいわてで働こう推進協議会がありまして、これはまさに産業界から教育界まで含めて一緒になって取り組んでいこうということで、もちろん企業をよく知ってもらうこともそうですし、企業側も人を集めるためにはどうすべきかという問題意識が共有されてきております。生産性の向上や、それに一連のつながりとしての処遇改善等々、いろいろな形で魅力をアピールしていくことも必要です。そういったみんなが一体となって取り組む体制がことしから始まりましたので、引き続きこの取り組みを、そして勢いを維持し拡充して取り組んでいきたいと思っております。

目標につきましては、先ほど御答弁したとおりでありまして、着実に高めていこうというステップアップの目標と捉えておりますので、これは捉え方の違いかと思いますが、御了解いただければと思います。

○斉藤信委員 積極的な目標がなかったら積極的施策にはなりません。例えば66.5%の目標というのは、全国39位の順位は変わらないのです。38位は沖縄県で66.6%です。だから、全国の低水準にとどまるのが目標という、それで何で雇用の確保とか、中小企業の振興になるのかと私は率直に指摘しています。そういう目標の設定から今考え直すべきだと。そして山形県や富山県、石川県と何が違うのか、真剣にやっていただきたい。

次に、中小企業振興条例に基づいて基本計画が策定されました。この基本計画に基づいて、今年度どういう取り組みが行われたのか。特に条例、基本計画に基づく取り組みの特徴について示していただきたい。あわせて、中小企業の方から私は話も聞いてきましたけれども、経営革新の認定事業者、これがどのようになっているのか。そして、これは認定の一つのメリットとして、いわて希望ファンドが活用されていたけれども、今年度で終了だという話をお聞きしました。せっかく活用されているいわて希望ファンドがことしで終わるといことは、大変残念なことなので、今後の見通しはどうか。私は継続拡充という方向が必要だと思いますけれども、この点いかがでしょうか。

○高橋経営支援課総括課長 ただいま御質問のありました事項のうち2点、条例に基づく

取り組みと経営革新の認定状況について御説明いたします。

中小企業振興条例に基づきまして、基本計画を策定して、今年度1年目の取り組みということで、具体的にはこの条例では毎年度の中小企業振興にかかわる取り組みを評価して実施状況を公表するというようになっております。条例に基づいて計画ができたのはことしですので、この評価という流れとして、平成28年度の取り組みを平成29年度に公表するということになるのですけれども、それはそれとして、まず今年度は、平成27年度の取り組みがどんなものだったかということを試行的に、どういう形で公表するかも含めて検討して、いずれ公表するという方向で対応しております。どんな形で公表するか、あるいはその取り組みをする上で、さらにどんなところに取り組んでいったらいいのかといったような御意見をもらうため、外部検討委員会をことしの9月に一度開催しております。そこで公表の方法と評価の方法等御意見をいただいて、今は我々事務局のほうで内容をどんな形にするか精査をしております、年度内にもう一度外部検討委員会を開催して、来年度の取り組みとかも含めて御意見を伺ってというような格好で現在考えております。

経営革新につきましては、委員からお話がありまして、いわて希望ファンドの対応等のメリットがありまして、経営革新の制度自体は平成11年からあるのですけれども、制度等途中いろいろ改正はされていますが、平成11年から今年度途中までの経営革新の認定件数は489件となっております。そのうちいわて希望ファンドを利用した事業者は、平成20年度からになるのですけれども、68件となっております。平成20年度からの経営革新の認定そのものが336件で、いわて希望ファンドの認定が336件（後刻「68件」と訂正）となっておりますので、約2割が、その部分で経営革新を利用しているということになります。今数字を間違いました。平成11年から今年度途中までで経営革新の認定を受けたのが489件となっております。それから、その経営革新の認定を受けた中でいわて希望ファンドを利用した方は、平成20年度以降になりますけれども、68件となります。

○押切産業経済交流課総括課長 いわて希望ファンドについてですけれども、この制度は、国、県、地方金融機関からの無利子貸付金を原資として、その運用益で事業を行っているものでありまして、平成20年1月に組成したものが、運用期間は10年間ということで、平成30年1月に償還期限を迎えるということになります。

いわて希望ファンドにつきましては、委員御指摘のとおり、いろいろ活用されているところであり、商工団体を初め事業者の皆様方からも継続要望が寄せられていますし、全国的にも国に対する要望も強いことから、本県におきましても、県単独あるいは知事会を通じての要望を行っているところです。国におきましては、関係省庁と継続に向けて、今盛んに協議を行っているところということで聞いております。

○斉藤信委員 いわて希望ファンドについては、国のほうで継続の方向で協議を行っているかと受けとめてよろしいですね。

○押切産業経済交流課総括課長 はい、継続に向けて協議をしているところです。

○斉藤信委員 あと、いわて希望ファンドの助成金交付事業の実績は337件ではないです

か。

○押切産業経済交流課総括課長 336 件です。

○斉藤信委員 私の資料は 337 件と書いているから、この資料が間違ったかな。12 月 6 日付の資料でしたが。336 件がその実績ということですね。わかりました。

中小企業振興条例に基づく基本計画が出されてことしが 1 年目ということですから、今外部委員会でも検証をされていると。中小企業の割合は事業所数で 99.7%、従業員数だと 85%を超えるのです。岩手県は 87%でしたか。だから、中小企業に元気がなければ、岩手の経済は元気にならないということで、ぜひ取り組みを強めていただきたい。

最後です。本会議でも議論がありましたが、県が締結する契約に関する条例に基づく取り組みについて、私も聞きたいと思います。今我々は公契約条例と言っているのですが、この目的は、従業員の適正な賃金の確保なのです。この適正な賃金の確保という点で、公契約条例に基づいてどういう取り組みがなされようとしているのか、取り組み状況についてお聞きしたい。

○工藤労働課長 県が締結する契約に関する条例におきます賃金に関する取り組みということですが、この条例の基本理念の一つとしまして、県が締結する契約に係る業務に従事する者の適正な労働条件ということが掲げられています。それに基づき、県としましては、その基本理念の実現を図るための取り組みを取りまとめて公表して、それに取り組んでいくということになっております。昨年度来、県契約審議会を設置して、具体的にどういった取り組みをするかというような検討をしまして、ことし 4 月 1 日に 107 項目から成ります県の取り組みを公表して、それに従って取り組んでおります。

107 項目ございますが、その中では特に賃金に関するものとしましては、ダンピングのおそれがあるような契約によって賃金にも悪影響があるといけないということで、そのダンピングを防止するために最低制限価格制度の対象を拡大するなどの取り組みを公表して取り組んでいるところです。それが大きな取り組みの一つでありまして、それについては引き続き検討して、毎年見直しながら条例の基本理念の実現に向けて取り組んでいくということとしております。

もう一つ、賃金に関する大きな項目としまして、今度 4 月 1 日から施行予定ですが、受注者から最低賃金の遵守を含む法令遵守状況の報告を求めます、いわゆる特定県契約の制度を平成 29 年 4 月 1 日から施行することとしたところです。これにつきましても、昨年度来、県契約審議会において制度の詳細につきまして御審議いただいたところでありまして、さらに県が行いました事業所等へのヒアリング調査結果なども踏まえて、県契約審議会でも御審議いただいた結果、先月、その制度の施行のための施行規則を公布して、平成 29 年 4 月 1 日からこの最低賃金の遵守状況を含む報告を求める制度を施行することとしたところです。今後その制度の円滑化が図られるように周知活動等を行っていくこととしております。

○高橋但馬委員長 斉藤信委員に申し上げます。他の委員の発言の機会を確保するために

も、御発言はまとめて、かつ簡潔にされるようお願いいたします。

○**齊藤信委員** 本当の最後です。公契約条例について、ダンピング防止、受注者からの法令遵守、最低賃金、これは法令に違反しますから当たり前のことなのです。それをチェックするだけの話で、これは適正な賃金の確保にはならないのです。先日、全国建設労働組合総連合の定期大会に私も参加してきましたが、今大工の公共工事設計労務単価は2万2,000円です。実際に現場で大工がもらっている賃金は1万2,000円。こういう実態調査をして、なぜそういう乖離が生まれるのか。どこも建設労働者の確保ができないという本当に悲痛な訴えがあったので、ぜひ適正な賃金を。最低賃金というのは法令違反なので、そうではなくて、本当に働ける、後継者が育つそういう賃金、少なくとも進んでいる自治体では設計労務単価の8割、9割に設定して公共工事の発注をしているのです。私は、そういう水準が求められるのではないかと思いますので、これを最後に聞いて終わります。

○**工藤労働課長** 先ほど、県が締結する契約に関する条例に基づく取り組みということで、大きく2点お話しいたしました。さらに賃金の向上とかそういう処遇がもっとよくなるというようなことにつきましても取り組みたいということで、この条例と直接どうかはありますけれども、働き方改革の一環としまして、処遇、賃金の向上も含めて取り組んでいきたいと思いますということで、今年度、いわて働き方改革推進運動を展開し、その関連もありまして、県内の労働実態についての調査も今年度ぜひ実施したいと考えているところです。

○**高橋但馬委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋但馬委員長** なければ、これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。商工労働観光部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、教育委員会関係の議案の審査を行います。なお、高橋学校企画課長は、病氣療養のため欠席となりますので、御了承願います。

それでは、議案第1号平成28年度岩手県一般会計補正予算（第3号）第1条第2項第1表、歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうち教育委員会関係及び第3条第3表、債務負担行為補正中、1追加中4並びに議案第25号岩手県立陸中海岸青少年の家の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**菊池教育次長兼教育企画室長** 私からは、教育委員会所管の議案第1号の予算議案について御説明を申し上げ、議案第25号の公の施設の指定管理者の指定関連議案につきましては、後ほど担当の総括課長から御説明を申し上げます。

まず、議案第1号の平成28年度岩手県一般会計補正予算（第3号）についてであります。議案（その1）の5ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正の歳出の表中、教育委員会関係の補正は、第10款教育費の第1項教育総務費から第7項保健体育費ま

での合計1億2,354万5,000円を減額しようとするものであります。なお、今回の補正は教育委員会が所管する職員人件費等の年間過不足額について補正しようとするものであります。

補正予算の内容につきましては、別冊の予算に関する説明書により御説明申し上げます。金額の読み上げにつきましては省略させていただきますので、御了承願います。それでは、お手元の予算に関する説明書の52ページをお開き願います。

第10款教育費、第1項教育総務費の第2目事務局費及び一つ飛びまして第5目教育センター費は、教育委員会事務局及び県立総合教育センターの職員の給与改定及び人事異動等に伴う人件費の年間過不足額について補正しようとするものであり、一つ戻りまして、第3目教職員人事費は児童手当の受給見込み者数の減などに伴う補正であります。

53ページに参りまして、第2項小学校費から、54ページの第3項中学校費、55ページの第4項高等学校費、さらに56ページの第5項特別支援学校費までは、いずれもそれぞれの学校における教職員の給与改定及び人事異動等に伴う人件費の年間過不足額について補正しようとするものであります。

57ページに参りまして、第6項社会教育費及び58ページの第7項保健体育費は、社会教育関係職員及び保健体育関係職員並びに派遣職員に係る給与改定及び人事異動等による人件費の年間過不足額について補正しようとするものであります。以上で予算関係の説明を終わります。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。議案(その1)に戻っていただきまして、9ページをお開き願います。第3表債務負担行為補正、1追加の表中、教育委員会の所管分は表の一番下の4、指定管理者による陸中海岸青少年の家管理運営業務であり、後ほど御説明いたします公の施設の指定管理者の指定に関連して、期間及び限度額をそれぞれ定めようとするもので、期間は平成28年度から平成32年度まで、限度額は1億4,800万円としようとするものであります。

予算関係の説明は以上ですが、引き続き公の施設の指定管理者の指定関係について、担当の総括課長から御説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○松下生涯学習文化課総括課長 私からは、議案第25号岩手県立陸中海岸青少年の家の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて御説明いたします。議案(その2)の163ページをお開き願います。提案の趣旨、指定管理者の選定の経緯を含めまして、便宜お手元に配付してございます資料、岩手県立陸中海岸青少年の家の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、によって御説明させていただきます。3ページものの資料です。

初めに、1の提案の趣旨であります。県立陸中海岸青少年の家は平成29年3月31日をもって現在の指定管理期間が終了することから、次期指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、2の指定管理者の指定であります。公募を行いましたところ、1団体から応募

があり、教育委員会所管文化・社会教育施設指定管理者選定委員会審査結果を踏まえ、公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団を指定しようとするものであります。指定の期間は、平成29年4月1日から平成33年3月31日までの4年間とするものであります。

次に、3の指定管理者候補者選定の経緯であります。県立陸中海岸青少年の家の指定管理者候補者の選定に当たり、平成28年6月7日に有識者による教育委員会所管文化・社会教育施設指定管理者選定委員会を設置しており、当該委員会において審査を行ったところであります。

2ページ目をお開き願います。(4)の選定方法ですが、審査は第1次審査として書類審査、第2次審査としてプレゼンテーション及び面接審査を実施いたしました。(5)の審査結果ですが、審査は県民の平等な利用の確保、効果的・効率的な管理計画、管理を適正かつ確実に実施する能力等の観点から、各選定委員が採点を行った結果、(6)の選定理由にもありますとおり、今回提案いたしました指定管理者について、現行の管理受託者として施設管理を行ってきたほか、利用促進にも工夫して取り組んできたことなどから、今後も適切な施設管理及び利用促進が期待できることが評価され、公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団が指定管理者の候補として選定されたものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋但馬委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

○斉藤信委員 まず、教育費の関係で人事委員会勧告による給与改正分の引き上げが幾らで、減額分というのは幾らで、どういう理由なのか。これは、人員が想定より減ったということなのか、減額の主な理由も含めて示していただきたい。

○今野参事兼教職員課総括課長 増減の主な理由について申し上げます。まず、小学校費の関係ですが、これにつきましては給与改定に伴う増額補正と、人員増につきましては大槌学園の分を小学校費として整理をしたということ、それから欠員補充者の増によるものです。そのうち給与改定による補正額については、4億2,800万円余の増です。

中学校費ですが、これにつきましては給与改定を上回る人員減に伴う減額補正です。人員減につきましては、生徒数の減少による学校統廃合に伴う学級数の減によりまして、当初の積算定数に比べて、実際の配置教職員数が減ったということが主な理由ということです。給与改定による補正額については2億6,100万円余です。

高等学校費につきましては、当初の算定時より欠員補充の講師が想定よりふえたことに伴う減額補正です。給与改定による補正額につきましては、2億4,200万円余です。

特別支援学校費ですが、これにつきましては、給与改定に伴う増額補正です。それから、人員増につきましては、当初の見込みより重度障がい児の増等によりまして学級数がふえたことによる欠員補充講師の増が主な理由です。給与改定による補正額については、9,600万円余です。

○斉藤信委員 わかりました。

次に、指定管理の問題のほうですけれども、県立陸中海岸青少年の家は、東日本大震災津波後に大槌小学校、船越小学校の仮校舎として活用されてきたということですが、この活用状況と、それによってできなかった通常の活動というのがあったのかどうか。

それともう一つは、これは直近のことですけれども、救護施設松山荘が被災して、今度は松山荘の入所者のために県立陸中海岸青少年の家を臨時的に活用することになっています。悪いことではないのですけれども、通常の活動というのがどうなのかと。そして、今後松山荘の入所者はどうなる見込みなのでしょう。新しい施設の整備、改修があって、それまでの一時的なものだと思いますが、その見通しも含めて示していただきたい。

○松下生涯学習文化課総括課長 県立陸中海岸青少年の家について、東日本大震災津波の後、大槌小学校、また船越小学校の仮校舎として活用されてきたわけですが、その当時は学校として使っている部分が利用できなかったということはあります。県立陸中海岸青少年の家では震災の経験を踏まえて、防災学習の拠点としての機能をこれからも充実していこうということで、今取り組んでいるところです。

もう一点、松山荘につきましては、今回の台風第10号で被害を受け、花巻市のほうに一時避難していたようでございますけれども、改修が長引くということで、今月12月7日から県立陸中海岸青少年の家で受け入れているところです。期間につきましては、今のところ2月末までということで伺っておりますけれども、仮に長引くことがあれば、柔軟に対応してまいりたいと考えています。現在松山荘のほうには3階部分を貸し出ししております、そのほかの部分につきましては、通常どおり県立陸中海岸青少年の家の宿泊研修に使っていくということとしております。

○斉藤信委員 大槌小学校や船越小学校の仮校舎として活用できたというのは、私はそういう施設があり、活用できて大変よかったと思います。そして、今答弁ありましたけれども、災害活動の拠点としての役割というのが、こういう大震災の際に発揮されたというのは、結果としては大変重要なことだったと思います。松山荘の場合は教育関係ではないのだけれども、これはこれでまた非常事態の対応として、松山荘の入所者が、花巻市石鳥谷町にある施設の体育館を使っていたということを知らされて、私も本当にびっくりしたのだけれども、県立陸中海岸青少年の家を活用されれば居住環境は改善されるのではないかと思います。

そうした場合に、例えば仮校舎で活用したときには、丸々学校がその分を管理するわけですね。そうすると、通常予定していた県立陸中海岸青少年の家の活動というのはほとんどできなかったのではないかと思いますのですけれども、委託費は、その場合にはどうなるのか。今回の場合も3階が活用されるということになり、これは部分的な活用ということになりますけれども、委託費でそれは調整されるものなのかどうか。そのことをお聞きしたい。

○松下生涯学習文化課総括課長 指定管理の委託費についてですけれども、この中には指定管理者の職員の人件費ですとか、施設を維持管理するための光熱水道等の経費が入って

おります。東日本大震災津波後に小学校の仮校舎として使われたときにも、その施設の維持管理の部分については必要ですので、通常どおり委託はしておりますが、一方で光熱水道等の維持管理に係る部分については、最終的に実績をもって精算をするということにしております。そのような取り扱いがなされています。

あと松山荘につきましても、今岩手県社会福祉事業団に貸しておりますけれども、その部分につきましても、光熱水費等を案分しながら岩手県社会福祉事業団側に負担していただくところは負担していただくということで、そこも最終的には実績が出てから調整するということになっています。

○**斉藤信委員** これですべてにしますけれども、仮設校舎もできて、途中で移転をしたわけですけれども、その後の活動はどういうものだったのか。もう一つは、きょう提供された今度の4年間の管理運営計画における新しい挑戦というか、新しい取り組み、活動というのはあるのかどうかを示してください。

○**松下生涯学習文化課総括課長** 県立陸中海岸青少年の家の指定管理者におきましては、これまでもサービスの向上に向けてさまざまな取り組みがなされているところではありますけれども、今回の提案におきましては、これまでもやっている休所日の臨時開所ということでニーズに合わせて開所するといったような取り組みですとか、情報発信の強化ということでホームページを毎週更新したり、ブログやフェイスブックで情報を発信することに力を入れているところです。新たな取り組みといたしましては、自主事業といたしまして、まだ周辺の海の整備のほうを整っていない部分もありますけれども、やはり県立陸中海岸青少年の家の特徴は海に近いということですので、海での新たな企画を提案していくということで申請を受けておまして、今後もサービスの向上に向けて積極的に取り組んでいただけるものと考えております。

○**高橋但馬委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋但馬委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋但馬委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋但馬委員長** 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、教育委員会関係の付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○**千葉伝委員** 前回の委員会で、継続協議になりました例の事案の件ですが、話をする前

に確認したいことがあるので、質問していいですか。

○高橋但馬委員長 はい。

○千葉伝委員 教育長にお伺いしたいと思います。現在係争中の民事訴訟の関係ですが、これから仮にずっと続くとして、どのくらいかかりそうなのでしょうか。

○高橋教育長 当該事案につきましては、これまで8回の口頭弁論を経てきております。今後3回程度の口頭弁論が予定されておりますし、1月から5月にかけて、原告側、それから被告側の証人尋問が予定されております。失礼いたしました、口頭弁論については8回の口頭弁論で終了しております。期間的なことを言いますと、あと5カ月から半年というような期間、裁判が継続していくというような見通しを我々は持っております。

○千葉伝委員 それで半年、ずっとそのままいくことになるのかどうか。それは今の時点ではそういうことで進めているということですね。それで、刑事訴訟なら、すばっと最終結論が出るところなのですが、今民事訴訟の最中ですけれども、民事訴訟の場合は、例えば当事者同士で話し合いをするような余地なり、そういったことは可能なのかどうかということ、教育長にお伺いします。

○高橋教育長 この裁判につきましては、昨年の9月に県を相手として提訴がなされたところですが、それを受けてこれまで8回の口頭弁論を通じて、県側、原告側、お互いの主張を展開してきたということでありまして。そしてまた、これから証人尋問等もありますので、現段階の状況の中で、県教育委員会側と原告側との話し合いというのは、裁判に影響いたしますので、差し控えたいと考えております。

○千葉伝委員 お聞きしたことを踏まえながら、この事案についての取り扱いを含めてお話をさせていただきたいと思っております。

前回の審議の中で、ある程度わかったもの、あるいはわからないものがあります。そしてまたもう少し突っ込んでといった場合には、現在係争中で答弁しかねるということで、中途半端な部分もあるし、それから裁判の結果を見てからという話になってくると、さっき言ったとおり、半年も先の話になってしまう。いずれにしても、今日どうこうするというより、私はもう少し状況を見て判断するべきものがあるだろうということで、結論は、今一度、継続協議という形をとったらいかがかと思っております。理由は、今言ったとおり、前回の質疑の分がいろいろと残っているということと、それから係争中ということも踏まえながら、これから例えば質疑を行っても、同じことを繰り返すことが想定されるということが一つだと思いますし、訴えている側は、お聞きするところによれば、いろいろと真相解明に当たって納得いかないような状況があったということから、最初は刑事事件として裁判にかけようとしたと。それが実際のところ、いわゆる刑事事件としての因果関係が認定できるような証拠が乏しいということで、門前払いみたいな格好になったやの話です。それで、刑事告訴している当事者のほうは、改めて真相を解明する手段として、やむを得ず民事訴訟にかけて、これまで来ています。口頭弁論は終わって、これからまだ半年もかかるということでありましてけれども、そのことからすれば、これから真相解明ということ

で、ここでどこまでできるかということになると係争中の話で、私はこの委員会で質疑することは難しいと判断するのが一つです。

それと、先ほど県教育委員会のほうに確認しましたが、裁判は裁判としてずっとこのまま続けていくか、あるいは当事者同士の話し合いがもし可能であれば、そういった場面で納得いくようなやり方がもしかすればあるかもしれない。これは、そういうことを踏まえた上で、我々が次回の委員会あたりまでを想定しながら、どうなるかというのは見守るような形にはなるかと思えます。ただそういうことで次の委員会までまた延ばすということではあれなので、当事者が望んでいるのは真相解明のための場面というか、改めてしっかりと検証をしてもらいたいという強い意思があるということ踏まえて、ここで県教育委員会のほうで、改めてそういう考えを持っているかお話をさせていただき、その上で延ばしたらどうかと私は思います。最終的には、継続協議という形をとったらいかがかという思いであります。

○**齊藤信委員** 関連でいいですか。顧問教師による暴言、暴力による不登校事件、事案ということで、私はこの委員会でも取り上げ、きのうも取り上げて、新しい事実の指摘もいたしました。そして、この間の裁判の記録も全部読ませていただきました。裁判の中で明らかになった体罰というのもあります。ただ、この裁判は、あくまでも損害賠償請求なのです。だから損害賠償請求に当たるか当たらないかというのが最終的には問われるもので、この事件の真相解明という裁判ではないので、私はこの事案というのは、あくまでも教育の論議、教育の場で徹底的に調査、究明される必要があるのではないかと思います。

教育の立場で、これを調査するといったときに、裁判中であればなかなか県教育委員会も対応できないと。私も千葉伝委員も、当事者から、きちんとした調査が行われるなら、この裁判を取り下げてもよいという提案もいただいております。ですから、そういう可能性を含めて、公判を取り下げることがあった場合に、県教育委員会は本当にゼロからの立場で、きちんとした真相究明が可能なのか。また、訴えられているのは知事でもありますから、恐らく教育長、教育委員会だけではこれを判断できない。そういう意味で、一定の当局の検討も必要になってくると私も思うので、結果としては継続協議に賛成です。

そういうことがあった場合に、今の時点で検討する余地があるということであれば、次の1月の商工文教委員会で県教育委員会、知事の対応を受けて、この問題の方向性を出すことも大事なことかと思えますので、その点だけ教育長にお聞きしたいです。

○**高橋教育長** この事案につきましては、先ほども申し上げましたけれども、昨年裁判を提起されたということでありまして、我々としてもできる限りの調査をした上で、この裁判に当たってきておりますし、それから刑事事件としての取り扱いの経緯等も参酌しながら、被告としての我々の主張を展開してきているところです。

今このような状況の中で、さらに話し合い等をするということについては、先ほど千葉伝委員にも申し上げましたとおり、我々は裁判に専念するのが本筋だろうと考えています。

ただ、今齊藤委員のほうからお話いただきましたように、何らかの大きな状況の変化が

あれば、県教育委員会として、これまでの調査に加えて、さらに調査をするでありますとか、また、その保護者の方を含めて話し合いをしていくというような、そういうことが望まれるのであれば、我々は前向きに考える必要があるのかと思っております。

○**斉藤信委員** 今教育長からもそういう答弁がありましたので、ぜひ次回の商工文教委員会に向けて、私たちも当事者との話し合いも必要だし、同時に、県教育委員会としても知事との協議もあるでしょうから、そういう協議を進めながら。しかし事態はここまで来て、できるだけ早く解決の方向を示すということが必要だと思うので、私は次回の商工文教委員会に向けて一定の方向が示されるように、そういう立場で継続協議ということではいかがかと思えます。

○**高橋但馬委員長** ほかに御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋但馬委員長** ただいま千葉伝委員及び斉藤委員から継続協議としてはいかがかとの御意見がありましたが、さよう決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋但馬委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は継続協議とすることと決定いたしました。

○**千葉進委員** 私からは大きく三つです。

一つ目は、今回の第3号議案にかかわる部分で、文化スポーツ部という形で、新たに知事部局のほうに設置されるということです。県教育委員会とかかわる部分が多いわけで、県教育委員会において関係する課が二つあるわけですが、もしそれができたと仮定した場合、そこから随分移動する可能性もあるという中で、そのメリット、あるいはデメリット、言える範囲でいいですけども、どういったことが考えられるか。あるいは、新たに何かこういったこともあり得るだろうとかというようなことがあったら教えていただきたい。

○**高橋教育長** 部局等設置条例の改正案につきましては、現在総務委員会のほうで審査をいただいています。この議案の提出に当たりましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて、県教育委員会のほうに意見を求められまして、それに対しては異存のない旨の回答をしているところです。

今回の部局等設置条例の改正の動機でございますけれども、これは今般の岩手国体、それから障がい者スポーツ大会を通じまして、県民の皆さんの力を結集した中で大成功したということですが、そのスポーツ、文化のエネルギーを県政発展につなげていくというような大きな狙いのもとで、専担の部を知事部局のほうに設置するということです。それから、教育という場面においても、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によりまして、知事が所管することができるというような改正がありました。全国的にもそういう動き、流れが出てきております。ということで、これは今まで教育委員会で所管していた分を知事部局にということですが、今後なお一層知事部局と教育委員

会の連携を強めていかなければならないと思っております。

これまでもプロスポーツの関係ですとか、障がい者スポーツについては知事部局、競技スポーツは教育委員会ということですが、大局的な観点では、スポーツというものの垣根というのはどんどん小さくなっていくと思います。それを一体的に強力に進めていくというには大きな意義があると思っております、県教育委員会としての考え方を示させていただきますところでは。

ただ、現実的に、新しく文化、スポーツの分野を担うとなれば、それを担っていく専門的なノウハウを有する職員が必要だということは、そのとおりでありまして、教育委員会と知事部局の人的な交流も必要だと思っております。

そしてまた、教育委員会としてはかなり大きな事務が移管されます。そういう中で学校文化、学校スポーツは、なお教育委員会に残るわけですので、それらを含めて学校教育の充実というところに特に力を入れていきたいと思っております。教育委員会も県行政の大きな1部門を担っておりますので、これは一体的にやっていくということで、デメリットと言われましたが、我々はまさにそういう狙いでやっていくことが必要だというような考えを持っております。

○千葉進委員 私の考えで言うと、いろんな横断的なものはそっちに行って、県教育委員会でやる教育体育というような部分でスリムになって、いろんな部分がやれるようになると思っております。大体そういう感じで捉えていいですか。

○高橋教育長 移管いたしますので、事務の大きさという面では、スリムというような御指摘はそのとおりだと思います。ただ、教育委員会に残る業務を充実させていきたいと思っております。

では、それを具体的にどうするかということなのですが、今回の事務の移管に合わせまして、教育委員会内の行政組織についても、現在見直しを検討しております、学校教育にお力を入れていくというような姿をお示しできるようにしたいと思っております。

○千葉進委員 次、二つ目ですが、三つ目ともかかわるところはありますけれども、二つ目は端的に答えてもらえばいいので、いい答えを期待しているわけです。

非常勤講師の方々がいらっしゃいます。授業のために学校に来て、終わったならば帰るという形ですが、その人たちも教材研究とかいろんな準備の関係で早く来て、授業前の準備をし、終わった後で生徒を呼んで指導するとかというような場面もあつたりしてプラスの勤務時間があつたとしても、非常勤講師として決められた時間内の給料しかもらえていないというのが実態だということを確認させてください。それでよろしいですか。

○小田島県立学校人事課長 県立学校で任用されている非常勤の講師についてですが、原則として、授業時間のみを勤務時間としているというのはそのとおりですが、成績処理作業等を行う必要がある場合などには、現時点でも学校からの協議を経て、報酬を支払っていくということも実際にあります。

○千葉進委員 最後の部分がすごく気になるわけです。というのも今観点別評価というのが出てきて、コンピューターに必ず入力しなければいけない。授業を終わった後でも必ずほかの先生方との時間の調整があって、コンピューターが混み合ったりいろいろあるのですけれども、必ずそれをやらなければいけないということで、これは完全な業務だと思うのです。そういう面で、その時間を確実に手当として支払うというような形があるのか、あるいは今後検討しているのか。そこをお願いしたいと思います。

○小田島県立学校人事課長 委員御指摘のとおり、観点別評価の導入等によりまして、非常勤講師であっても、学校において対応しなければならない業務というのが多く発生しているという状況です。授業以外の業務、特に観点別評価に係る業務の状況について、今我々としても把握をして対応を検討してまいりたいと考えております。

○千葉進委員 では、対応を検討していただけるということで確認させていただきますので、教育長、そこはよろしいですね。よろしく申し上げます。

三つ目、ここにきょう私は時間を割きたかったのですけれども、観点別評価ということで、前に斉藤委員からも質問があったわけですが、まず評価の仕方について確認させてください。私もかつて高校教員だったのですが、昔は相対評価、その後絶対評価という形であったのが、今は総合評価になっていると認識してよろしいでしょうか。総合的な形で評価をすると。それは、あくまでも絶対評価が前提ということで認識してよろしいですか。

○岩井高校教育課長 委員お話があった評価の仕方については、現在は絶対評価と言われるものを行っておりまして、それ以前は相対評価というもので行われておりました。集団における位置づけという評価でしたが、絶対評価に切りかわりまして、目標に対する達成度ということで評価されています。

○千葉進委員 そういう面で、それぞれの生徒を一人一人評価するということで捉えていかと思うのですけれども、その際に、ふだんの授業の様子を見て、そして小テストをやったり、ノートを集めて点検したり、さらには期末テストをやったりする中で、一人一人の評価をするというのが、約2年前までの私のやり方でした。多分それでよかったのだらうと思いますが、その後、新たに観点別評価というのが今やられていると。ことしは試行的な形で行い、来年4月以降が全校実施ということでよろしいですか。

○岩井高校教育課長 本県における観点別評価の実施につきましては、当初の予定では本年度から全県立高校において実施するというようにしておりました。いろいろ時間をかけて準備してまいりましたけれども、学校の事情に応じて今年度あるいは来年度から実施するというように、柔軟に対応するように改めております。現在6割近い学校が本年度から観点別評価を実施しております。残りの学校は、来年度から実施の予定になっています。

○千葉進委員 今野教職員課総括課長にも伺ったと思うのですけれども、多忙化という部分もある中での導入ということだと思います。教職員を見たときに、委員の方々に知ってもらいたい話ですけれども、授業をやり、その合間を見て学年あるいは学級にかかわる仕

事をする。それから自分が担当する分掌とって、進路だとか教務だとかという仕事をする。なおかつ部活動を指導するというので、多忙化というのが随分言われていて、その多忙を少しでも抑止しようと職員団体と協議しているはずですが、新たなものを導入するときに、多忙になるわけですね。そうすれば、何かを引くかどうかということがあるわけですが、今回は新たなものを出されただけで、引いていくものがないということで、多忙化に一層拍車をかけているとしか言いようがない。

職員団体のほうでアンケートをとっております。県立学校の教職員の1,400人ほどがアンケートに答えているということですから、大きな数字だと思います。そういう中で多忙化について、物すごく出されているのです。資料として私だけ持っているのですが、今回、負担と感ずるかという質問に対し83%の人が負担と感ずているということで、8割以上となっています。中身よりも、その導入にかかわる部分で言いますと、今言ったように、負担と感ずているのが83%。特に年度初めにいろんな設定をしなければいけないということでは89%が負担と感ずている。そして、校務支援システムという名前のものでありますが、そのシステムへの入力ということで、時間がない状況で81%が負担と感ずるといふようなことで、多忙化にかかわる部分が随分出されています。

言葉の中でも、こういうことが書かれています。負担は必ずあるけれども、何かやる時には何かを削るという方針をセットでやってほしいと。そういう面でも今野教職員課総括課長から多忙にかかわる部分との兼ね合いでちょっとお願いしたいです。

○**今野参事兼教職員課総括課長** 教員の多忙化については、そのとおり認識しておりますが、職員団体との協議も進めているところですが、ただいろいろ新しいものを導入した分、それとの見合いで何か減らすということでは必ずしも現場の実態に合うものでもないということで、職員団体の協議の場では、さまざまな事務業務の削減ですとか、現在は部活動のあり方等について議論しているところです。そういう意味で、もうちょっと広い観点から削減を考えていきたいということで取り組ませていただいているところです。

○**千葉進委員** そういう面で、協議を一層進めていただきたいということが一番言いたいわけです。ことし現職で亡くなられた方もいますし、私もよく知っている岩泉町の方で亡くなった臨時教員もいますし、あるいは事務職員でも38歳で亡くなった方もいらっしゃいました。ぜひそういう面で、現場の多忙化を少しでも直せるような協議の場を進めていただきたい。特にこれから年度末業務がかなり出てきます。成績だとか、特にこれからの大学進学にかかわる部分での書類作成がたくさん出てきますので、そういった部分も配慮していただきながら、多忙化を直してもらいたいと思います。

今回は、この観点別評価については中身の部分よりもシステムのほうを何とかしていただきたい。中身については、別な場でいろんなことも言えるかと思うのですが、確かに評価はされているところはあるのです。特に出席関係なんかについてはコンピューターで管理できるということで、楽になったとか、出席簿は要らないのではないかなというように形で評価される部分はあるわけですが、とにかく初歩的な部分がわからないと。

しかも、これが伝達講習ということで、一部の担当者、管理職でさえもなかなかわかっていない部分がある。これについて使いにくいし、もしやっていたならば答えがなかなか返ってこないというようなことがあって、失礼な言い方ですが、校務支援システムではなく校務遅延システムではないかというようなことも言われております。ぜひそういう面で、やる以上はきちんとした形で。はっきり言えば、予算がないのでしょうか。県教育委員会は、やっぱり予算をもらってください。やる以上は予算をもらって、それをきちんとやって、全員にきちんとおろせるという形でなければ、逆に言えばやってほしくない。

ことは試行なのかもしれないですけれども、ゼロからやって、機械ということで、なかなかできていない。実際にやっていく中で、私も随分感じるのは、教職員のこういう言葉なのです。この評価には血が通っていない。確かに、それぞれ評価する中で、総合的に教職員が一人一人を評価している部分があるわけですがけれども、これは何点、これは何点と細分化する中で、いつの間にか全体的な成績が出てしまっている。えっ、この子、赤点なの、そうだっけかという感じになったり、あるいはこの生徒の進路を考えたときに、やっぱりこの生徒はこういう部分で努力しているし、進路や目標がはっきりしていて、そのためにこういう努力をしている。そしてこういうことをやってテストもちゃんとやっている。でも、なかなかこの子自体の成果があらわれないというときには点数が低い。機械ということで、その生徒を本当に生きている人間として、生徒として評価しているかどうか疑問と思っている方々が結構いるのです。そういう面で、ぜひ生きた評価ができるようにしていただきたい。

なおかつ、こういう言葉があります。全てが点数化され融通がきかない。どういうことか、多分わかるだろうと思います。そういう面で、生きた評価ができるようにしていただきたいのですが、それをやるにしても、人間がその機械を使っているということで、機械が今後どうなっていくか、予算はどうなっていくのかをお伺いしたい。

○岩井高校教育課長 ただいま委員御指摘のとおり、学校の教員からはさまざまな意見ももらっております。そういった意見を踏まえながら、また今後予算をしっかりと確保しながら改善に努めていきたいと思っております。そういった意見を集約して、どのように改善していくかを詳細に検討し、より使いやすいものにしていきたいと考えておりますので、もうしばらく時間をいただければと思っております。

また各教員から意見はありますけれども、そういった意見の中には、今血の通っていない評価だという感想があったのですけれども、私に届いている意見の中でも、一生懸命に頑張っている生徒の成績が低く抑えられ、サボって何もしない生徒が高く評価されるので、真面目な生徒のモチベーションが下がるといった意見があります。校務支援システムに入力する前に、エクセルというソフトウェアを使い日常の評価を記録しているのですけれども、エクセルに入力していくことが、なれていない方にとっては血が通っていないという評価につながっています。

我々も四、五年の時間をかけて十分に周知、研修してきたつもりなのですが、なかなか

一人一人の教員には伝わっていない部分があるというところは今回反省しておりまして、さらに研修等も充実させながら、使い方についても十分理解を得ていきたいと考えております。使うのは人間ですので、使い方次第で血の通っていない評価でなく血の通った使い方にできると考えております。私の経験では、学校にいたときにはエクセルを使って評価していましたが、それはエクセルの使い方であって、十分血の通った評価をしているつもりでありましたので、今後はそういった理解を広げていきたいと考えております。

○千葉進委員 私、つい機械と言ってしまうタイプですので、先ほどもハクセル委員から、PCとは何かを教えてもらったのですけれども、揚げ足を取るつもりはないのですけれども、今後これから人事異動があって、新たに副校長、校長に昇任する人たちも多分まだ研修を受けていない方が多いだろうと思うのです。そういう状況の中で、来年度全校実施というのをもう一年ぐらい試行というか、そういった発想はないですか。

○岩井高校教育課長 多忙化については配慮しなければならないと考えておりますが、また一方で、操作に習熟する時間というのも必要だと考えておりますので、導入をおくらせるという考え方もありますが、使っていただく中でなれていただく。そして、意見をいただいて使い勝手がいいものに直していく。同時にそういった作業を進めていく必要があると思いますので、教員にはしばらく御不便をおかけするかと思いますが、使いながら改良を加えて、そして皆さんに使い方になれていただければと考えております。

確かに今は導入初年次で、なれていない部分に苦勞されているのですが、先ほど委員からもお話があったように、出欠管理についてはかなり楽になったという意見もありますし、トータルで見ただけであれば指導要録の作成と調査書の作成まで、日ごろの評価がつながっていきます。その段階ではかなり楽になったという意見がいただけるものと期待して現在進めておりますので、いましばらく時間をいただければと思います。

○千葉進委員 余りやりとりはしたくないのですが、ただ、そうはいつでも、御不便をおかけしますとか、いましばらくというのは、実際現場の人たちにとっては非常に負担になっている。そういう面では、先ほど今野教職員課総括課長にも話したわけですので、極端な話、部活動を見ないでいいということだったらいいよということも書いたりしているわけですが、そういうわけにもいきません。皆さん、それを自分たちでやらなければいけないのだと思っていますので、ぜひそういう人たちに負担をかけない。もしやれるとすれば、県教育委員会のほうでその校務支援システムを本当に早くよくする、あるいはわからないときに対応が早くできる。いわんや副校長や校長がわからないのでは何ともならない。特にも成績処理は、まだまだうまくいっていません。別なもので作り直しています。そういった部分をちゃんとわかっているはずですので、先ほど教育長が今度何か内部のほうの改革があるようなことをおっしゃいましたけれども、ぜひ内部を充実させて、教職員の多忙化を防ぎ、なおかつ現職で亡くなるというようなことがないように、そしてまた働きやすい環境もつくれるというようなところをきちんとやるということを期待しておりますので、よろしく願いいたします。

○千葉伝委員 千葉進委員の話の中の1番目に部局等設置条例の改正がありました。それに関連して、今回の部局の再編ということからすれば、局が部になる昇格的な格好であれば余り問題ないかとは思いますが、今回部局横断というか、ほかの部が三つ、局を含めれば四つぐらいですか。そういう部になるということで、これは初めてとなる格好ですが、問題はの中身としてどういうことをどこでどう進めていくかといったあたりが、本当に十分に吟味されてこの部局等設置条例の改正案ができ上がってきたのかと。今総務委員会で審査している最中ですが、昼休みにちょっと途中経過を聞きました。そうしたならば、やり方とか何かで、それはこれからとか、しっかりと固まった格好で出ていないものが結構あるということなので、もっとしっかりと精査してから出してもいいのではないかという意見も総務委員会のほうでは出ているそうです。結果はわかりません。

そのようなことからすれば、教育委員会ではスポーツ関係が移ることになるわけです。今の案とすれば国体・障がい者スポーツ大会局は廃止になりますよね。ちょっと細かいことかもしれませんが、3月31日で国体・障がい者スポーツ大会局を廃止すると、予算の関係とか、例えば決算とかは3月31日ですばっと物事が決まって、来年の決算に上がってくるかどうかといったあたりはどうなるのか。

これからやっていく上でどうも気になるのは、本庁内だけで検討してやったと。振興局とか、さらに関係するところにどんどん、これから周知していくというあたりからすれば、私はもっと関係する部局、教育委員会なら教育委員会で、私どもに教育委員会の関係は今まではこうだったけれども、今度この組織になればこうなりますよというのが示されてもよかったのではないかと。ほかの部だって同じだと思います。そうしたことを経た上で、このような部局の編成をするので条例として上げると、こういう流れであればいいのですけれども、何となく拙速な出し方ではないかということも私は考えているところであります。教育委員会の関係は相談されていて、特に異論はないということでしたが、本当にそれでいいのかどうかという確認です。それから、あとその予算の関係。

もう一つ、新しくでき上がった部が、どこの常任委員会の所管となるのか。この間の代表者会議で商工文教委員会の所管としたいという話が出ていますが、そこも教育委員会のほうには相談があったのですか。

○高橋教育長 順不同でお答えさせていただくことになるかもしれませんが、商工文教委員会が所管するということについては、議会で御決定なさる事項だと思います。商工文教委員会なのか総務委員会なのか、どこの委員会にするのかは、議会のさまざまな協議の中で決まるというような話について、私は直接その情報はいただいております。

それから、広域振興局とか出先機関含めて、そういう議論がなされたかということですが、部局等設置条例の議案の提出に当たりましては、庁議で決定いたしておりますので、その庁議メンバーには、広域振興局長も当然入っております。

それから今回部をつくるのが目的というだけではなくて、一体中身は何をやるのだということが最も大きなテーマかと思っております。文化・スポーツ振興戦略を今策定中です

けれども、これは特定の部局主導でつくったわけではなくて、部局横断的な組織をつくりまして検討を進めてきたものです。これは広く県の行政組織全体で情報を共有している中で、最終的にこの部局等設置条例の改正も、これは望ましい方向だろうというような結論に至ったというように理解いたしております。

それから、決算のやり方等につきましては、これはこれまでも部局再編をやってきておりますので、そのルールに従って担当の部局が決まってくるということだと思います。それを決定するのは必ずしも教育委員会ということではありませんので、今後具体的に検討させていただきたいと思います。

○千葉伝委員 どの委員会に所属するかは議会側の話と、それはそのとおりでありますので、了解です。

いずれにしても、何のために新たに編成するかと、そこが我々もそうだけれども、県民のほうにもしっかりとそれが伝わって、そして行政がより県民のためになるような組織ということが求められると思います。それに向けてでしょうけれども、どうもその中身がまだこれからの分というのもあり、よほど頑張らないと、4月1日から再編しましたということで、県民が戸惑う格好にならないようなことにしっかりとやってもらいたいし、それ以上は言いません。これは要望です。

○ハクセル美穂子委員 私からは、英語力の向上に関することについて質問したいと思います。

今年度、イーハトーヴ・イングリッシュ・キャンプがやられていると思うのですが、その実施の状況と、実施した後の効果についてお伺いしたいと思います。

○小野寺学力・復興教育課長 イーハトーヴ・イングリッシュ・キャンプについてですが、今年度、本県におきまして、希望郷いわてグローバル人材育成事業として、環境生活部との連携のもとに行いました。昨年度から実施しているもので、高校生及び今年度は中学生も対象として門戸を開いて2泊3日の英語漬けのキャンプを夏と秋の2回実施いたしまして、本年度は、新たに対象とした中学生4名を含めて、県内30校から45名が参加しました。

実施したところ、2回のキャンプを通じて、参加者からは、より英語が好きになったとか、英語が上達するのを実感できたとか、海外に行ってみたいなどの好意的な感想が多く寄せられております。なお、プログラムといたしましては、ALTや国際交流員などのネイティブスピーカーのほか、在日米国総領事館や文部科学省の協力をいただいて英語コミュニケーション能力の技能向上を図る活動を初め、岩手を発信するプレゼンテーションや世界の国への紹介をオールイングリッシュで行うなど、さまざまな体験活動や表現活動を行ったところであります。

○ハクセル美穂子委員 去年からの事業で、2年続けて実施して、中学生からも4名の参加者があるということで、確実な成果が出ているということは、私もすばらしいと思って評価をしております。

先日開催されましたLCWS、リニアコライダーワークショップのレセプションに私が参加したときに、ヨーロッパを中心にさまざまな世界の素粒子の研究者の皆さんが来て、その皆さんと交流を深める機会を得ました。その中でも盛岡市の職員の方で、英語ができる方が通訳として会場にかなりの数が配置されていて、そういった通訳業務もできるような公務員も含めて、さまざまな方が岩手でも育ってきているのだということで、これまでの取り組みに対して、本当にいい形で成果が出てきたのではないかと私も評価しております。

では今後さらなる英語教育、英語力の向上に努めていこうと考えたときに、英語の授業の半分以上で、英語を使用している割合というのをこの間教えていただいて、高校のほうでは頑張っていて、85.3%の英語の教員の皆さんがその授業の中で英語を使って授業をしているということで、全国で1位だということなのですが、中学校の場合は、ちょっとそれが下がってきて22位ということです。私自身留学した経験はありませんけれども、自分が英語ができるようになったのは何かと思い返すと、やっぱり英語に触れる時間が多かったということで、今話せるようになったのかと自分でも思っております。中学校の子供たちの英語に触れる時間を上げていくということが非常に今後の英語教育の向上に重要ではないかと考えているのです。高校では1位ですが、中学校ではまだ22位ということで、岩手県は56.0%、この部分を上位のほうに上げていくために、こういった取り組みをこれからやっていきたいと考えていらっしゃるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○小野寺学力・復興教育課長 生徒の英語力を向上させるためには、生徒が多く英語に触れる必要があるであろうという御指摘は、そのとおりだと考えております。本県におきましては、これまでも行ってきましたが、各種研修で、いかにして教師が子供たちの英語使用の割合をふやすかという指導力、指導方法の工夫を中心とした研修を進めていくことによって、教師が英語を使うだけではなく、生徒にも実際にコミュニケーションを目的として英語を使わせるような研修を多く組み入れることで、生徒たちの英語力を強化してまいりたいと考えているところです。

○ハクセル美穂子委員 高校では、授業の中で英語を使うことと学習指導要領で定められていても、中学校はまだそれが無いということで、パーセンテージがこれだけ開きがあるのかと思いますが、中学校の英語力が高い他県の状況を見ますと、やはり中学校の先生方も80%近くが授業の中で英語を使っているという結果というか、そういう実績も見られますので、ぜひこの部分については積極的に上げていただきたいと思います。そうすれば、高校のほうではもう既に全国1位のレベルでやっていただいているので、さらなる向上が図れるのかと思っておりますので、ぜひそこは積極的に取り組んでいただきたいと思います。

もう一点は、岩手県は子供たちの英語の成績はまあまあ高めというか、いいレベルではあるのですが、高校と中学校の英語教員の方の英検の準1級を取得されている方が少ない。指導力がないという意味ではなくて、英検準1級を取っている方が少ないという

ことで、どうしても高校 42 位と中学校 47 位という現在の結果になっています。先生方が努力されていることは、子供たちの成績でわかるのですけれども、ただ先生方の英検取得率が低いというようなことで、何となく評価がちょっと下に見られてしまっているのかという部分も感じております。そういった部分でも、やはり英検の取得というところを、先生の業務が多忙なのは私もわかりますけれども、何らかの形で県教育委員会のほうでもサポートしていくという姿勢が必要だと思えますけれども、このことに関してどのような取り組みをされているのかお聞きしたいと思います。

○小野寺学力・復興教育課長 教員の英語の資格取得の割合の向上についてであります。研修等を通じて、まずは生徒の英語力向上を第一義に考え、指導力向上を目指すことを基本としつつ、研修の工夫や資格取得に向けた奨励だけではなく、他県の取り組みを参考にし、経費面も含めた資格取得への働きかけや環境整備等の方策について検討を進めまして、目標達成に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○ハクセル美穂子委員 隣の秋田県では、2年ぐらい前から、英語等担当教員の自己負担分を県教育委員会が全額負担するというような取り組みを行っていて、それが結果として中学校の先生方の英語を授業の中で使う率が上がってきたりとか、そういった形で反映されているというような調査結果を秋田大学で出していたりします。そういった部分もぜひ参考にしながら、多忙というのもあるので、費用部分だけでなく、先生が試験に行けるような環境ということで配慮しながら取り組んでいただきたいと思えます。

もう一点ですが、小学校の英語教科化が始まりますけれども、今国のさまざまな事業を使って先進的に取り組んでいる学校と、そうでない学校が県内にも存在しております。取り組んでいる学校の先生方については、ほかの取り組みも含めていろいろ見ていらっしゃるの、その認識が高まっているけれども、そうでない学校と温度差が出てきているということも私も感じております。実際に英語教科化が進む前に、各校の差を埋めていくというような取り組みも重要だと考えているのですけれども、その点についてはどういった方向性で取り組まれているのか教えてください。

○小野寺学力・復興教育課長 小学校英語教科化に向けた教員の指導力向上についてであります。本県におきましては、現在行われている小学校高学年の外国語活動の指導力の向上を初め、来年度、再来年度の2年間にかけて、今度は小学校高学年の教科化に向けた研修を組んでいるところであります。各教育事務所に1校、先進的な取り組みをする学校を指定し、その学校に研究をしていただき、その地域の教員の指導力向上につなげようと考えているものであります。

○ハクセル美穂子委員 温度差を埋めるためには、来年度から2年をかけて取り組んでいくということで御答弁いただきました。県のほうで、英語教育改善プランというのを平成27年3月に策定しております。目を通させていただいたのですけれども、他県の状況を見ますと、アクションプランなんかができたりして、その中には具体的に、例えば小学校の学級担任の役割みたいなものもきちんと書かれているようなプランもあるのです。

その辺の温度差が、特に取り組んでいる学校と取り組んでいない学校とで非常に差があるというのは私も感じております。学級担任は現状でALTとか、日本人の外部講師の人に丸投げしてしまっている部分も確かに多々ありますので、県教育委員会としても小学校における学級担任の役割というのをきちっと明確に示して、皆さんの意識の共通化を図るべきだと思っております。これから2年の中でも、そういった部分については積極的に取り組んでいただきたいと思います。そういうことでお願いして終わりにします。

○**工藤誠委員** 私の今回の議会は、北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録に始まって、これで終わりますけれども、最後にまた北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録について伺っておきたいと思っております。

まず、12月14日の読売新聞、12月15日の岩手日報に取り上げられておりました。12月14日の読売新聞については、今度の日曜日、12月18日に縄文世界遺産フォーラムということで、啓発運動を含めて多くの県民の皆さんに集まっていただいて、そういうPR活動をしていくということで、機運の醸成を図っていくということであります。これも毎年行われておりますけれども、地元からは、バス3台ぐらいで来るという話も聞いています。定員200人だそうですけども、ぜひ執行部の皆さんも時間を見つけて出席していただければありがたいと思っております。

それで、12月15日の岩手日報では、東京で専門家委員会が開かれたという報道がありました。はっきり申し上げて、今どういう検討段階にあるのか。文化審議会から示された検討課題が9項目あるわけですけども、それについてワーキンググループなどで、もう3カ月ぐらいやってきていると思っております。そして、専門家委員会が開かれたと。その中で、いろいろまた議論されて、菊池委員長からは、なぜ地域の縄文文化を取り上げるかということに、わかりやすい表現と理論が必要だというような、また原点みたいな話も出ているということです。そのワーキンググループとか専門家の皆さんがやっている中で、現時点の進捗状況は、例えば9項目示された課題が一回は全部整理されて、専門家委員会に上がって、また課題の指摘を受けているものなのか。その熟度というか、推薦書の見直しに向けて、大体何%ぐらいの作業が完了してきているのか、その進捗状況を教えてください。

○**松下生涯学習文化課総括課長** 今月の14日に、第16回縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会が開催されまして、文化庁の文化審議会から示されました九つの課題の対応について意見交換等がなされたところです。ただいま委員御指摘のありました何%ぐらいというと、なかなか数字というのは難しいところですけども、九つの示された課題を大きく分けると、一つ目は世界遺産としての価値の論理的な説明をしっかりとすること、二つ目が構成資産選択のあり方。三つ目が遺跡の保全という、大きく三つに分けられるわけですけども、委員会の議論の中心は、世界遺産としての価値の論理的な説明をしっかりとしないといけないということで、さまざま意見が出されているところです。

委員から出された具体的な意見を申しますと、例えばブナやサケなどの豊かな自然環境との関係を明確化することで、今やっております北海道・北東北の縄文遺跡群というところ

ろの特異性を明確化して主張できるのではないかとといったような意見が出されたところです。

また、文化庁から課題が示された後、関係自治体で集まって対応方針をさまざま検討してきているところですが、それぞれの項目の対応の方向性についても専門家の委員から御意見をいただいております。例えば世界の先史文化の中で、特にアジア地域におきます他の先史文化との比較を充実させるといったようなことですか、国内ですけれども、新たに土器文化圏、縄文文化の文化圏というものがありまして、その文化圏ごとの比較を加えるといったようなことですか、定住の変遷や内容に基づいて、各構成資産の環境を再整理するという方向性について了解をいただいたところです。指摘がなされた以降も作業を進めてきているわけですが、これをさらに精査しながら、来年の3月末の推薦書案の提出に向けて取り組んでまいりたいと考えています。

○**工藤誠委員** 総括課長の話を聞くと、だんだんわからなくなってくるような部分があって、自分でも自信がなくなるようなところがあります。専門家の方がしっかりやっているのでしょうから、それはそれでいいのですが、前回も言いましたけれども、ここが本当の変えどころだと、ここが今回の見直しのポイントだということを、しっかりと改訂するなら改訂して、その中で本当に専門家委員会の人たちにわかってもらえるように、その作業はきちっと進めていただきたいと思います。

新聞報道にあるように、1月から具体的な改訂作業に入るということで、ことしはもうないわけですから、本当に来年1月、2月、3月、また知事、それから教育長も出席しての縄文遺跡群世界遺産登録推進本部会議、最終的にそこで決まりますよね。今後のスケジュールについて、今のような話で、かなり難しい部分もあるようなのだけれども、間に合いそうですか。間に合わせてもらわなければいけないのだけれども、今後のワーキンググループの検討スケジュールはどのようになっていますか。

○**松下生涯学習文化課総括課長** ワーキンググループについてですけれども、課題が示されて以降、月2回ぐらいは集まって検討を進めておまして、まだ次の日程について具体的にいつというのは決まっておりませんが、年末にも一度集まって、文化庁と協議することになっておりますし、都度集まりながら、課題解決に向けて頑張りたいと考えています。

一番大きな課題といたしましては、世界の新石器時代の中で縄文遺跡、縄文文化というのがどう位置づけられるかといったようなことの整理ですとか、全国にさまざま縄文遺跡というのがありますけれども、北海道、北東北でその価値を証明していくといったようなところの整理というのが一番大きな課題だと考えております。その部分につきましては、我々のほうにも遺跡の専門家がおりますので、その専門的な知見を反映させながら、また各専門分野の先生方から、学術的にも御理解いただくような形で整理していきたいと考えております。

○**工藤誠委員** まず、ではその作業をきちっとやっていただいて、特に大事な部分につ

いては、しっかりと説明ができるように、推薦書の改訂作業に向けて進んでください。

それで、今週 18 日に先ほど申し上げたように縄文世界遺産フォーラムがあります。テレビコマーシャルでも見たような気がしていますし、新聞広告でも載ったような気がしましたけれども、文化芸術振興議員連盟の議員の方々にも通知とかはありましたか。あと、前に高橋但馬委員長が東京にも行っているわけですけれども、商工文教委員会の委員にも御案内がありましたか。そのあたり、ことしは PR をどのように進めましたか、そこをお尋ねします。

○松下生涯学習文化課総括課長 ただいま御指摘の 12 月 18 日の縄文世界遺産フォーラムの件ですけれども、チラシ、ポスターを各市町村ですとか博物館等の関係機関に送付いたしまして周知するとともに、報道機関にも開催する旨の情報を発信いたしまして、取材等を行っていただけるよう要請しているところです。

委員の皆様に対しまして、御案内が漏れておりまして大変申しわけありませんでしたが、12 月 18 日に盛岡で縄文世界遺産フォーラムを開催いたしまして、機運の醸成を図っていくことにしているところです。

○工藤誠委員 少し御丁寧に PR していただきたいと思います。

一般質問でも申し上げたのですけれども、11 月 1 日の国への要望には知事が行けなかったということで、菊池教育次長が行かれたのですね。副知事も教育長も多分同じ理由で、公務というか、議会対応だったと思います。それはそれでよろしいです。今さらそんなことを蒸し返してもしょうがない話なので、それで 12 月 7 日に国会議員の世界遺産登録推進議員連盟の総会が開催されたわけですけれども、県のほうからは、どなたが行かれたか。松下総括課長が行かれたか。

○松下生涯学習文化課総括課長 今月 7 日に国会議員によります北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群世界遺産登録推進議員連盟の総会が開催されまして、その際には菊池教育次長が出席しているところです。

○工藤誠委員 失礼しました。写真を見たらちょっと見えなかったもので、どなたが行かれたのかと。

そこで、今度国会議員連盟の皆さんが現地視察をして、いろいろ機運醸成をするというお話があるようです。私のほうには、具体的に今月中あたりに、会長とか事務局長をやっている国会議員の方が御所野遺跡のほうにも来られるという情報も入っておるわけですけれども、県教育委員会のほうには何か具体的にそういうスケジュールとかメンバーとか、どういう時間帯とかということの連絡はありますか。

○松下生涯学習文化課総括課長 ただいま御指摘がありました国会議員連盟による現地視察ですが、先ほど申し上げました今月 7 日の総会において、現地視察をしながら世界遺産登録に向けた機運醸成を図るということで計画されていると伺っているところです。

現時点ですけれども、今月 26 日に来られるということで伺っておりまして、一戸町の御所野遺跡と、あと秋田県鹿角市の大湯環状列石の視察を行うということで、現在国会議員

連盟のほうで日程が調整されていると伺っておりまして、具体的な時間につきましては、昼ごろに御所野遺跡に来られて、その後秋田県のほうに向かわれるということで伺っています。

○**工藤誠委員** それで、私は一般質問で、そういう機会があったら、ぜひ知事に対応してほしいということで、地元の熱意なり県民の熱意を伝えてほしいということも述べました。そこで、その時の対応について、現時点でどのように考えられているか。教育長が行かれるのか、知事が行かれるのかわかりませんが、現時点でどのように対応されているか。

○**松下生涯学習文化課総括課長** 国会議員連盟の現地視察の際、今委員御指摘のとおり地元の熱意、世界遺産登録に向けた意欲を伝えるというのは非常に重要だと考えておりまして、知事の対応も含めまして、現在調整中という状況です。

○**工藤誠委員** せっかくの機会ですし、そう何回も来られるわけではないでしょうから。そして来年度、本当に5度目が正念場だと思っています。認識とすれば、今の世界遺産登録は、いわゆる縄文と、佐渡の金山と、それから大阪百舌鳥の古墳群と三つがテーブルにのっていると。では、この中から、順次準備ができたものから国内推薦しましょうというのが文化庁の考えだと思います。では、3年待てば必ずなるでしょうという議論をする方もいるのですけれども、私はそうではないと思っています。暫定リストに載ったのが三つの中では一番早いわけだし、やっぱり来年、本当に三つの中では必ず選ばれなければならないという思いでいますので、推薦書は推薦書のほうの専門家の皆さんできちっと課題を解決されて、それから国会議員にお願いするべきはまたお願いして、両面作戦でしっかりと取り組んでいただきたいという思いであります。そのことをきちっとお願いします。

最後ですけれども、縄文遺跡群の世界遺産登録で、私はずっとこの1年やってきましたけれども、この1年間、教育委員会を所管する商工文教委員会にかかわらせていただきました。若干の感想と、教育長の所感を求めたいわけでありましてけれども、ことしは1月から、完全国体のスキーとか始まりましたよね。そして、3月には高校再編の計画も決まって、教育長も新教育委員会制度の中で、初めての教育長ということで、我々議会から選任同意を得たことで就任されたと思っています。7月の縄文遺跡群は4度目の見送りということもありましたし、8月は台風もあつたり、10月は希望郷いわて国体や希望郷いわて大会があつたということで、いろんな1年だったと私は思っております。

加えて9月議会と12月議会が連続してあつて、その間大変失礼な話ですけれども、教職員の不祥事で毎月ファクスが送られてきて、懲戒処分が発表される。教育長も常任委員会で何度も頭を下げたり、県政調査会でも謝罪されたという思いがあります。

こういうこともあるのだと思っていますけれども、これらの1年を振り返ってみて、教育長はどのような所感というか、思いを持っていらっしゃるか。新教育委員会制度の中の新しい教育長として、私たちは高橋教育長に、これまでの実績とか今後の教育行政を委ねたわけでありまして、そのことの期待を受けて、1年はたっていないわけですが、この1年はどのようなことに御自身が取り組まれたかということが1点。あと、来年2月議

会になれば、我々は予算特別委員会では発言できませんので、来年の縄文遺跡群のこともありますし、このまま文化スポーツ部のほうが議決されれば組織改編もあると。また、多分予算も教育委員会のほうは出しているでしょうから、いろんな課題があるでしょう。そういう中で、来年も教育委員会としてのいろんな課題を持たれていると思いますので、それに対してどのように取り組んでいかれるかということ。別に教育長の所信表明演述をしなくてもいいので、現時点でお考えになっていることをお聞きかせいただければと思います。よろしく申し上げます。

○高橋教育長 ただいま委員からお話いただいたとおり、新教育委員会制度に基づく教育長として、議会の同意をいただいて、この4月1日に改めて教育長に就任したということでありまして、その職責の重さに思いをいたしながら、渾身の努力をしなければならぬというような思いで就任させていただき、これまで教職員、部局職員と力を合わせながら努力をしてきたつもりです。ただ、至らない部分が多々あったと思っております、そういう反省を踏まえながら、今後の教育行政の充実に努めていかなければならないというように、改めてそういう思いを現在抱いております。

具体的に何をやったかということにつきましては、工藤委員から今お話しいただいたようなことを念頭に、新しい年をスタートしたと思っております。ちょうど今年の今ごろ、もう少したって、1週間ぐらい後でしたけれども、新たな高校再編計画の素案を公表させていただきまして、東日本大震災津波以降、計画がなかった状態を何とか踏み出したいという思いで、3月に成案を得ることができたということで、これは委員各位の御指導、それから県民の皆さんの御理解をいただいて本当によかったですと思っております。

今後具体的な実施についても、また丁寧な意見交換を県民の皆さんとさせていただきながら進めていきたいというように思っております。

それから、特に大きかったのは、何といたっても国体だと思います。1月のスケート、アイスホッケー大会から始めましてスキー、その中で天皇杯第4位という、2巡目にとっては最高の成績を上げてもらいました。それが本国体のほうに生きて、あのような輝かしい成績を上げることができたということでした。

成績についてはそのとおりですけれども、それを得ることができたその背景というのは、さまざまな式典の場でも、委員の皆様もごらんいただいたと思いますけれども、岩手の子供たち、それから学校関係者も多く参加いたしておりました。選手としても出ておりましたけれども、開会式典、各会場での応援と、岩手の子供たちが前面に出ていたということもありますし、またそういうことを指導している教職員の力というものも極めて大きかったというように今振り返って大きな感慨を抱いているところです。

そしてまた一方では、教職員の不祥事がなかなかやまない。不祥事が発生し、懲戒処分をした結果については、きちんとした情報開示をしていくということで、委員の皆様にも情報提供させていただいております。この不祥事に対しましては、新たに取り組むことを3点申しあげましたけれども、それは既に実施に移させていただいておりますので、きち

っと対応していきたい。

改めての今後の取り組みにつきましては、2月定例会で、教育長演述が恐らく予定され
ると思います。そしてまた現在予算編成に今まさに取り組んでいるという状況ですので、
改めてその機会に考えを示させていただきます。

縄文遺跡群についても、今回は何としてもというようなことで頑張っていきたいと思
いますので、御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

○高橋但馬委員長 この際、10分間程度休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋但馬委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○斉藤信委員 最初に、本会議の答弁にあった県立釜石祥雲支援学校の移転新築について、
私は大変前向きな答弁があったと思っていますが、旧釜石商業高等学校跡地を第一の候補
にするということで、大体理解が得られたという答弁がありました。これは、高等部を含
めて一体的な支援学校と受けとめていいのか、その点をお聞きします。

○佐々木特別支援教育課長 今お話のありました県立釜石祥雲支援学校の移転について、
高等部まで一括ということについては、請願の中にあつたこととして受けとめております。
ただし、現在釜石高校と一緒に同じ建物の中で学んでいる高等部の生徒たちの実態があり
ますので、その辺を十分考査した上で、生徒たちの過日の会報にもありましたように、生
徒たちの気持ち等も踏まえた上で一括にするべきかどうかというのを検討していくつもり
です。

○斉藤信委員 今学んでいる生徒たちというのは当然なのだけれども、これから入る人た
ちが問題なのです。それで父母たちは一体型を求めているので、結局高等部になったら、
また別なところに行かなくてはならないと。そういう点でいくと、一体型のほうが合理的、
そして保護者の要望もそこが基本になっていると思うので、そこを基本に話を詰めていく
必要があるのではないかと思います。いかがですか。

○佐々木特別支援教育課長 おっしゃる御意見も十分に理解しております。ただ、今いる
子供たちが積み上げたものでもありますので、その辺も含めてという意味です。

○斉藤信委員 今いる子供たちを動かす必要は全然ないのです。今いる子供たちは、それ
は釜石高校の中で。ただ、新しくつくるときには、そこに入学できるようにすればいいだ
けの話で、それは全然矛盾しない話だと思うので。そういう方向で一歩進んだようですが、
応急仮設住宅もある中で、2年はかかるという話ですから、じっくり協議を進めてくださ
い。今の校舎が活用できるのか、改修が必要になってくるのか、その点はどうか。改
修で対応するということになるのか、改築になるのか。

○佐々木特別支援教育課長 旧釜石商業高等学校ですけれども、現在、校舎等は解体した
ことから、残っていません。第2体育館のみが残って地元で活用されている状況ですので、
整備する場合には新築する形になります。

○**斉藤信委員** わかりました。では、なおさら一体型が期待に応えるのではないかと思います。

次に体罰問題について。これは、きのうの一般質問でも取り上げる予定でしたが、時間の関係で取り上げられませんでした。体罰問題、私は大変深刻だと。この5年間、そしてことし、体罰事案の件数はどうなっていますか。

○**今野参事兼教職員課総括課長** この5年間の体罰についてです。平成24年度については体罰についての懲戒処分はありません。平成25年度が10件です。平成26年度が3件、平成27年度についても3件、それから今年度については現在のところ4件という状況です。

○**斉藤信委員** 私5年間分の処分の資料をいただきました。これは、体罰などというものではないという感じがしました。例えばことしの9月12日に処分された減給3カ月の例ですけれども、どういう体罰を行ったか。午後3時ごろ体育の授業中、男子児童1名に対して、みずからの話を聞いていないことを注意しようと、履いていた靴を児童の足元に向かって投げ、その後さらに児童の態度に感情的になり、立っていた当該児童の後ろから臀部を右足で蹴った。児童がその場よろめいて座り込み、さらに横になったところに靴を脱いで臀部を右足で2度蹴った。これは1回だけのものです。そのほかに現任校で2度、過去の勤務校で4度体罰があった。これが減給3カ月なのです。

これは体罰などというものではないですよ。虐待、暴力そのもの。これが、わずか減給3カ月という処分です。許されるのかと。前任校でも、今の当該校でも、1回でなくやられているのです。私は、体罰の概念を超えているのではないかと思うけれども、どう思いますか。

○**今野参事兼教職員課総括課長** 今委員御指摘の事案につきまして、県教育委員会といたしましても、今回の事案が非常に悪質な事案であるという認識を持っておりまして、そういった認識のもとに懲戒処分についても行ったものです。

処分の重い、軽いにつきましては、いろいろ御判断があらうかとは思いますが、懲戒処分に当たりましては、個別の事案の内容をきちっと精査した上で、なおかつ県教育委員会におきます前例でありますとか、ほかの任命権者の例、それから他の都道府県の例等を見た上で判断をして、厳正に対応させていただいています。

○**斉藤信委員** この5年間で一番重い処分は、減給6カ月でした。これは、平成27年2月16日に処分されていますけれども、体罰の件数14件、これは部活動中です。14件ということになると、これは恐らく確認されただけですから、常習的ということです。

そして、減給3カ月というものもあるのです。これは、平成27年2月16日に減給3カ月、体罰37件。部活動の練習試合中に、ミスについて指導している際に、両手で顎付近を押さえて上に持ち上げた。練習試合中というのは、ほかの選手がいるということです。そういう場で堂々と。37件やった体罰は、何でたった減給3カ月なのですか。

○**今野参事兼教職員課総括課長** いわゆる体罰の件数について37件ということですが、いずれ常習的という部分につきましても、十分勘案させていただくということもあります。

が、それぞれの個別の事案の内容についても踏まえさせた上で、精査をした上で、そういった量定の判断をいたしているものです。

○**斉藤信委員** 私は全体として、これだけの虐待と言ってもいい、暴力、暴行と言ってもいい、これが減給3カ月とか、この程度で済まされていることが大問題だと思います。圧倒的には戒告です。こんな軽い処分ないですよ。子供の人権を踏みにじって、恐怖を与えて。

つい最近の事例で、11月10日、新聞報道になりましたが、北上市内の県立高校でバスケットボール部のコーチが、今春、チームの男子生徒に体罰を加えていたことがわかったと。男性教諭は対外試合の際、男子生徒に対し、部員ら大勢の前で突き飛ばすなどの体罰を加えた。対外試合ですよ。みんな見ている。しかし、これが何で明らかになったかという、記者の通報ですよ。周りがみんな見ている、わかっているのに通報されない。こういう体質が蔓延しているのではないですか。

ちなみに、この顧問教師は岩手国体の本県少年男子チームのコーチです。私は、外すべきだと思いますよ。部活動の顧問も、国体のコーチも外すべきですよ。どうになりましたか。

○**八木スポーツ健康課総括課長** 岩手国体のコーチの件ですけれども、事態が明らかになってから、コーチは外しております。競技団体からも、そういう報告を受けています。

○**斉藤信委員** 部活動顧問は。

○**小田島県立学校人事課長** 部活動の顧問につきましても、事案が発覚してから、顧問、部活動指導からは外れているという状況です。

○**斉藤信委員** これは、何カ月などというのではなくて、ばしっと外すべきです。事故報告書も見ましたが、調べてみるとこの1回だけではないのです。もう常習です。そして、そういう体罰、暴力で転部している生徒も出ている。退部届を持ってこいと、こう言われている生徒もいるのです。耐えられずにやめた。退部させる。こんな人権侵害あります。これも教育ですか。部活動は教育の一環なのだから、こういうのは絶対に許されないのですよ。どう思いますか。

○**今野参事兼教職員課総括課長** 今委員御指摘の件を含めまして、特に部活動に伴う体罰については、いわゆる体罰が人権侵害であり禁止されているといった理解が非常に欠けていたものと認識しているところでして、そういったことも踏まえまして処分をさせていただいているというものです。

○**斉藤信委員** そもそも処分が全体として軽い。

もう一つは、部活動の顧問が多いですね。本当におくれた、とんでもない体質が残っていると思うけれども、こういう事件を起こしたら、これは部活動から外すべきです。懲罰的に何カ月か外すというのではなくて、やっぱり部活動から外してしまうと、そのぐらい厳格な対応をしないとだめだと思います。

もう一つは、大体常習なのですから校長の責任が問われる。管理監督している校長が、それを把握していないなんて許されないことです。だから、管理監督者の校長も、こうい

うことが起きたら同じように処分されると。そのぐらいの厳しさと体罰根絶に向かわなければ、幾ら通達を出したって、通達を出した後に事件が起きているのですから。本気になって根絶すると。そういう抜本的な対策を講じるべきだし、いじめもそうだけれども、教師の体罰についても、全ての学校で研修させる。これをやったら、もう部活動の顧問はできないのだと、そのぐらいの立場でやらなければだめです。いかがですか、教育長。

○高橋教育長 体罰も含めまして、教職員の不祥事が絶えないということについては、極めて重く受けとめておりますし、その根絶に向けて努力しなければならないと思っております。

今まで不祥事を起こした職員については処分をして、それで終了ということで、それぞれの受けとめ方がさまざまであったというような事例も見られます。そういう観点から、事後指導もきちっとやるということが新たな事案の発生の抑止にもつながるし、当該行為を行った職員には深く反省させると。そしてまた、深く反省した上で、気持ちを立ち直らせて教育に向かっていくということで岩手の教職員の組織パフォーマンスを維持向上させていかなければならないと思っております。

そしてまた、具体的な処分の量定につきましては、これは重い、軽いという受けとめ方はさまざまあるかと思っておりますけれども、これは教育委員会の場でもさまざまな議論をいただいております。そういうことを踏まえながら、厳正に対応してきているつもりですけれども、なお今後ともそういう姿勢で臨んでいきたいと思っております。

○斉藤信委員 これだけ社会問題になって、生徒間のいじめでも自殺があり、不登校になっているという重大な事案も全国的に出ている、岩手でも出ている。

私は、生徒間のいじめ以上に深刻なのは、教師の暴力だと思います。生徒は、教師に物を言えないのだから。だから、これだけみんなが往復びんたされていても、よほどのことがない限り学校に通報されないのです。対外試合で、みんなが見ているところでやられても通報されないのだから。この体質を深刻に受けとめなければだめですよ。

だから私が言ったように、2度、3度、前にも処分を受けていても、戒告だというものもありましたよ。何で前にも処分を受けていて戒告なのか。そして、何十回やっても減給3カ月だとか。そこらあたりはもっと厳しくやるべきだと。

私が決定的に大事だと思うのは、部活動の顧問が多いから、永久に顧問から外すということは難しいかもしれないけれども、最低1年以上外すという方針を見せなければだめですよ。暴力教師というのは、そこに存在意義があるわけ。そこがなくなったら、本当の意味で教師の力量が問われるのです。

だから、そういう体罰が突発的ではなく行われた場合には、部活動の顧問から一定期間外し、管理監督者の校長も厳しく処分の対象にもすると。こういう形で、絶対これからはなくすのだという取り組みが必要だと思うけれども、私は具体的に提起したので、具体的に教育長に答えていただきたい。

○高橋教育長 今委員から具体的な御提案を受けました。顧問から外す期間がどうあるべ

きかというのは、これはさまざまな観点から慎重に考えていく必要があると思っています。ただ、体罰を行った教職員については、当分の間は反省の意味で外すというような姿勢というものを基本にしながら、今後の課題として検討させていただきたいと思います。

○**斉藤信委員** これで終わりますが、本当に教師の体罰をなくさなかったら、子供の間のいじめなんて解決できませんよ。大体教師がそういう感覚なのだから。一切の暴力をなくすという気風は教師からつくらなければだめです。そういう点で一定の期間、私は最低1年以上は外しないと、本当の処分の意味というか、その先生が立ち直る意味がないと思うのです。暴力と教育というのは両立しないのですから、やってはならないことなのですから。これは、暴力というだけではなく、何よりも一番は、子供の人権を踏みにじるということなのです。人権を踏みにじられた子供というのは、本当に深刻なのです。そういう意味で、通達を出してから起こるような、こういう体罰の事態に、本当に教育委員会を挙げて、全ての学校がこの問題で研修も行い、根絶するという取り組みを進めていただきたい。終わります。

○**小西和子委員** 私からは大きく2点にわたってお願いいたします。

今部活動の話もありました。本論に入る前になのですけれども、暴力を振るう指導者は、恐らくそのように生徒のとき指導された人たちだろうと思います。ですから、その連鎖を断ち切る意味からいっても、厳しく対処すべきだと私は思っておりますし、今はスポ根などというのは全くはやらなくなったわけですから、スポーツ医科学に基づいた指導法というのをずっと広めていっていただければいいかと思っております。

もう一つは、部活動にしる、これから申し上げる名簿のことにしる、子供の権利をどのように守っていくか。私は、やはり国連子どもの権利条約に基づく県条例を教育委員会が中心になって検討していくべきだと思います。保健福祉部でつくったのは、全く役に立ちません。例えば今回のこのようなことには、生きて働かないものであります。

では、本論に入りたいと思います。部活動の負担を大胆に軽減すべきだと文部科学省が通知をしてきたわけですから。県内の多くの中学校は、部活動に全員加入ということが前提となっております。それが当たり前だと私も思っていたのですが、本県と東北各県の加入率についてお伺いしたいと思います。それから、県教育委員会として全員加入に対する見解をお伺いいたします。

○**藤岡義務教育課長** 本県中学校の部活動の加入状況についての御質問と受けとめておりますが、昨日スポーツ庁が公表いたしました平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査によりますと、本県は中学校2年生の男子で運動部への所属が90.1%、文化部への所属が6.4%で、合計96.5%が部活動に所属しております。同じく女子は運動部が70.5%、文化部が27.1%で、合計97.6%の所属となっております。

東北各県の加入率についてですけれども、同調査から男女それぞれの計のみをお知らせいたしますが、青森県が男子94.7%、女子96.3%。宮城県が男子93.6%、女子95.8%。秋田県が男子91.0%、女子93.4%。山形県が男子91.1%、女子95.1%。福島県が男子92.4%、

女子が 95.5%という状況で、いずれも 90%を超えておりますけれども、岩手県の加入率がやや上回る状況となっております。

県教育委員会といたしましては、学習指導要領で述べられているように、先ほど委員御指摘の子どもの権利ということにもかかわりまして、生徒の自主的、自発的な参加により行われるという部活動の本質を踏まえ、部活動への参加は生徒一人一人の考えを大切にすることが必要であると考えております。

県教育委員会といたしまして、これまで部活動への全員加入を推進してきたことはありませんが、県内の多くの中学校で全員加入を前提とした部活動が行われている実態があることは承知しているところです。

これまで、各学校において全員加入のことを含めた部活動のあり方について、社会情勢や地域等の状況の変化を踏まえた具体的な検討がなされてこなかったということも考えられますので、各学校及び地域の実態や生徒、保護者のニーズを踏まえた検討を行うよう、各市町村教育委員会より学校に対して、今後さらに働きかけてまいりたいと考えております。

○小西和子委員 子供の数が減っていきまして、中学校の部というのがどんどん減ってきているのですね。そうすると、自分が入りたい部というのがないといって越境入学する生徒もいたりするわけです。

小学校のときに、あるスポーツを一生懸命やっても、中学校に部が設置されていないとなれば、土日でも部活動に縛りつけられるので、とてもそのスポーツは続けられないというので、中学生になると多くの子供がやめていってしまうというわけです。

今回の国体にも、中学校の部活動でやらないような種目がたくさんありましたけれども、そういう多様なスポーツや文化に親しむことは、学校にとらわれない個人の権利であると私は考えるのです。ですから、そういうことを保障するためにも、やはりきっちりと 100%加入とかというあたりをもう少し緩和していく方向で。県教育委員会は全く勧めていませんという答弁でしたけれども、何らかの機会に話をしていただければ、そうすることによって多様なスポーツとか文化に触れる機会がふえていくと考えます。

そうした中ですがけれども、私がある職場に行ったときに、新採用の先生に、中学校の教員は休みがないのですねと言われたのです。6月まで一日も休んでいなかったということがありました。部活動で指導していたわけです。

文部科学省からも大胆に軽減するようと言っているから、校内でもそういう話し合いを進めていくべきだと、先日ある中学校に行って話をしたら、いやいや、高校の入試のときに、部活動である程度の成績をおさめれば入試に有利なのですと。そのように言うのだったら、高校の入試の仕組みを変えてもらわないと。中学校の教員にすれば生徒一人一人、とにかく希望する高校に入りたいという思いで一生懸命やっているのですよね。そういう話をされてきました。

高校入試調査書における部活動の扱いについて、明確な情報提供を求める声が保護者か

らも上がっております。また、推薦入試の条件に部活動の種目が一覧で示されておりますけれども、どのように活用されているのか。ある中学校、ここは年がら年中、部活動時間の延長をしている学校です。そこでは、中学校3年生が三百何十名かいるのですけれども、延べでその半数ぐらいの生徒は、方々の高校から引き合いがあるそうです。うちの高校に来て、うちの高校に来てというように。ああ、そうかそうかと、中学校の部活動の加熱というのは、高校入試とのかかわりが大きいのだと再認識したところですがけれども、県教育委員会としてはこのようなことについてどのように分析して、どのような見解をお持ちなのかお伺いいたします。

○岩井高校教育課長 高校入試における調査書の部活動の扱いについてですが、まず調査書における部活動の扱いについて、その部活動の実績については調査書の中で、その他参考となる記録という項目がありまして、そちらに記載することとなっておりますし、記入の仕方につきましては、要項で具体的に例を示し、そして毎年実施しております入試事務説明会においても説明を行っております。

その調査書に記載された部活動の実績についてですが、推薦入試では、各高等学校の推薦基準を満たして、応募資格があるかどうか確認するために利用しております。また、実績のほうは点数化して選抜に利用しております。一般入試では、面接を行う際の参考資料として利用しておりますし、いずれの入試におきましても、選抜については部活動の実績に偏ることなく、検査内容をもとに総合的に判定しております。

部活動の種目につきましては、各学校が定めている推薦入学者選抜の実施概要の推薦基準において、高校入学後も引き続き当該部活動を続けることを条件にしている学校が多くありますので、その部活動を中学生が確認できるように示しているものです。継続して同じ部活動をしたいときに、その進学先の高校に希望する部活動がなければ入ってもかわいそうですので、うちの高校にはこういう部活動がありますよということを示しております。中学生が利用できるように示しているものです。

その内容については、関心を持った生徒は積極的に情報を収集しているかと思いますが、全ての中学生が後から後悔しないように、高校にどのような部活動があるかということを具体的に示しております。

部活動の加熱と高校入試のかかわりについてですが、高校からの引き合いがあるという話ですがけれども、大前提として、入試を前提に中学生と部活動の関係者が接触を図ることは県教育委員会としては禁止といいますか、しないように強く指導しております。毎年そういったことが疑われる苦情がこちらにも届いておりますが、その都度学校に連絡をして、事実を確認して指導しております。そういった誤解が生じないようにしなければならないと考えておりますが、部活動については、高校入試のために取り組むものではなく、生徒が興味、関心を持って部活を選択し、主体的に活動しているものと認識しております。

○小西和子委員 ぜひ徹底していただきたいと思います。

一つ確認ですがけれども、大抵の学校は午後4時45分退庁となっておりますね。ただ、その

時間に帰る人はいません。部活動実績ですが、退庁時間以降、それから朝練習も行われていますね。出勤の時間前の朝練習と休日というのは、これは職務ではないと捉えてよろしいわけですね。

○藤岡義務教育課長 今朝練習のお話とか、勤務時間外のお話があったわけですが、基本的にはそのような状況になりますので、あくまでも子供たちを支援するということで、教師の善意を持って子供たちを支援していきたいという考え方に基づいていると考えておりますし、多くの学校においては、朝練習とか時間外の練習についても学校で一定の約束事を決めながら進めているのが一般的ではないかと認識しております。

○小西和子委員 それであれば、初任者研修とか服務とかコンプライアンスで徹底すべきだと思います。例えばその時間帯に何か起きたときには、もちろん責任問題になるわけですが、本当に大変なことになりますので、よろしく願いいたします。

次に、性別で分けない名簿の実施率アップについてお伺いいたします。前回高校の実施率がすごくアップしたわけですね。それで、1年間で17.4ポイントアップしました。どのようにしてこのようになったのかと伺いましたならば、岩井高校教育課長からは県立学校長会議初め教員研修など、さまざまな機会を捉え周知に努めてきた結果であると答弁していただきました。そして、そのことに基づいて、ぜひ小中学校でもということに対して、藤岡義務教育課長のほうから、市町村教育委員会や学校においても改めて検討して議論を進めていくよう働きかけるという答弁もありましたけれども、その後どのような動きをされたのかお伺いいたします。

○藤岡義務教育課長 これまでも性別で分けない名簿について、委員のほうから御指摘をいただいているわけですが、この前御答弁をさせていただいたことに基づきながら、実は2月に市町村教育委員会との意見交換会が設定されておりますので、その際に私のほうから、性別で分けない名簿について触れさせていただきたいと考えております。

ただ性別で分けない名簿についてということよりも、男女共同参画に関する教育をしっかりと理解しながら進めていくことは何よりも大事なのではないかという話をしたいと思っております。また、前回の常任委員会でもお話をしましたとおり、本県において岩手県男女共同参画推進条例に基づいて岩手男女共同参画プランに取り組んでおりますので、そのことを改めて取り上げながら、条例にも示されているとおり、男女共同参画に関する教育及び学習を推進していく必要があるのだということを、今年度の実施状況の結果を報告しながら、しっかりとこの名簿についても改めて検討し、議論を進めていくように働きかけてまいりたいと考えております。

○小西和子委員 よろしく願いいたします。できれば新年度計画に間に合うように発信していただきたかったと思うのですが、もしかしたならば、それに合わせて来年度から変える学校もあるかもしれません。私は、名簿だけにこだわっておりますけれども、教育におきましても、やはり男女平等とか男女共同参画ということを県教育委員会として発信していくべきだと思います。そのことについての決意を、教育長にお伺いいたします。

○高橋教育長 性別で分けない名簿、この意味というのは、やはり女性活躍、男女共同参画社会を形成していく上で大きな意味があると思っております。これまでも、岩手県男女共同参画調整委員のほうからそういう勧告等も受けておりますし、やっぱりこれからの社会というのは性別を意識することなく、男女が共同して生活、仕事をしていくというような社会が、本当に広く浸透することが大事だと思います。そういうことを含めて、学校教育の中で、そういう意識を払拭するような一つのやり方としては大きな意味があると思いますので、ただいま課長から答弁したようなことを着実に進めていきたいと思っております。

○小西和子委員 よろしくお願ひいたします。何度も言いますが、世界経済フォーラムの男女格差ランキングでは111位、インドよりも下なのです。そして全国の中でも岩手県はこういう取り組みが下位で、沖縄県はこれではならぬということで、今県を挙げて順位のアップに努めているということです。沖縄県も下位でしたけれども、岩手県が置いてけぼりにならないような取り組みをお願いして終わります。

○高橋但馬委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 なければ、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。教育委員会の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、総務部関係の議案の審査を行います。

議案第1号平成28年度岩手県一般会計補正予算（第3号）、第1条第2項第1表、歳入歳出補正予算中、歳出第10款教育費のうち総務部関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○大槻理事兼副部長兼総務室長 それでは、議案第1号平成28年度岩手県一般会計補正予算（第3号）中、総務部関係の予算について御説明を申し上げます。議案（その1）の6ページをお開き願います。

6ページ一番上のところに私立学校費がありますが、第10款教育費、第9項私立学校費の216万5,000円の増額が総務部関係の補正予算です。補正予算の内容につきましては、便宜予算に関する説明書により御説明を申し上げます。お手数ですが、予算に関する説明書の59ページをお開き願います。

第10款教育費、第9項私立学校費、第1目私立学校費ですが、これは私学振興を担当する職員の人件費について、給与改定等を踏まえ補正をしようとするものです。

以上で議案第1号についての説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○高橋但馬委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 27 号公立大学法人岩手県立大学に係る中期目標を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○藤澤総務室管理課長 それでは次に、議案第 27 号公立大学法人岩手県立大学に係る中期目標を定めることに関し議決を求めることについて御説明を申し上げます。資料は、議案（その 2）の 165 ページをお開きください。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております資料により御説明をさせていただきます。

資料の 1 の提案の趣旨についてです。地方独立行政法人法によりまして、設立団体の長が、法人が達成すべき業務運営に係る中期目標を議会の議決を経て定めるとされておりますことから、公立大学法人岩手県立大学の第 3 期中期目標について議決を求めるものです。

なお、地方独立行政法人法において、議会の議決を求める前に、あらかじめ評価委員会の意見を聞くこととされておまして、去る 10 月 7 日に開催されました岩手県地方独立行政法人評価委員会において審議され、中期目標案につきまして、適当である旨の意見をいただいております。

次に、2 の中期目標案の概要でございます。（1）のとおり、期間は平成 29 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 6 年間であります。

次に、（2）の中期目標の主な特徴ですけれども、まずア、第 3 期の基本姿勢ですが、第 2 期の中期目標から引き続きまして、教育と地域貢献を最も重視することは同様ですけれども、教育と地域貢献の根幹となる高い研究力を基礎にするということで、予測困難な時代の潮流を見きわめまして、地域と協働して未来を切り拓く力を高める教育に取り組む。それから、持続可能な地域社会を構築するため、未来創造に資する地域貢献に取り組む。さらには、地域の未来を切り拓く人材、これいわれて創造人材と呼んでおりますけれども、その育成、そして地域の未来創造に貢献する大学を目指すこととされております。

次に、イの基本目標についてですけれども、（ア）、教育については、学生の知的探求心と創造力を高める大学を目指すとしております。それから、研究については、新たな価値を創造する大学。地域貢献については、地域の未来創造に貢献する大学。それから、（エ）としまして、業務運営については、自主的・自律的な法人運営を目指すといったことを定めております。

次に、（3）の中期目標の内容でございます。主に以下のアからオの五つの分野で構成されております。

まず、アの大学の教育・研究等の質の向上に関する目標ですが、(ア)としまして、実学実践教育及び地域志向教育を通じ、いわて創造人材を育成すること。(イ)としまして、地域社会の基盤形成に資する基礎的研究や実学実践に基づく応用的研究、社会環境の変化に適切に対応し、専門領域を横断した学術研究を推進し、新たな価値を創造すること。(ウ)としまして、地域の知の拠点ということで、ふるさと振興の担い手の育成、多様な学習機会の提供、地域の課題解決への取り組みといったものを行いまして、地域の活力創出に貢献し、地域の国際化を支援していくということを掲げております。

次に、イの業務運営の改善及び効率化に関する目標におきましては、大学運営に関する情報の活用による戦略的な大学運営、効率的な組織運営を行うとともに、教育研究組織の点検、検証による再構築を図りまして、意欲と能力ある教員を確保・育成するとしております。

それから、ウの財務内容の改善に関する目標におきましては、外部研究資金等の自己収入の増加に努めるとともに、運営費の抑制、効率的かつ適正な予算執行ということを掲げております。

次に、エの自己点検・評価・改善及び情報の提供に関する目標につきましては、自己点検や自己評価、外部評価の積極的な公表、評価結果を活用したPDCAサイクルの運用による改革・改善、教育研究活動等の情報の積極的な公開などの戦略的な広報活動を展開するとしております。

次に、オのその他業務運営に関する重要目標におきましては、施設・設備の計画的な整備と改修、それからその有効活用を推進しまして、学生・教職員の安全と健康を守るとともに、法令を遵守した大学運営を推進することとしております。

最後に、資料にはありませんが、今後のスケジュールです。今議会で議決を頂戴した後に、岩手県立大学に対しまして、中期目標を指示するとともに、この中期目標を公表することとしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○高橋但馬委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○ハクセル美穂子委員 私のほうから1点確認したいのですが、(3)のウ、財務内容の改善に関する目標の中で、外部研究資金等自己収入の増加ということで、県立大学の鈴木学長も、そういったことはさまざまな講義の中でもお話しされていたと思うのですが、どのように増加させていくのかという具体的手法は目標の中に設定されているのか。もし設定されているのであれば、その内容をお知らせいただきたいと思います。

○藤澤総務室管理課長 外部資金の獲得ということですが、県立大学では、鈴木学長の意向もございまして、自己資金を獲得していくことに非常に力を入れております。年度当初の教職員を集めた場におきましても、そういうことに取り組もうということをお話ししておりますし、あとは鈴木学長のお話としては、外部資金を獲得するとは単に金を稼ぐというような意味合いだけではなく、これまで大学で培われた研究などを整理して、まとめて

外に出すということで客観的な評価も受けられる。そういう機会にもなるので、ぜひ力を入れていきたいということを大学の中で推進していると聞いております。

○ハクセル美穂子委員 内容についてはわかりました。

それで、大学運営の中で、日本の大学と台湾の大学の違いということ、研究資金の量であるというの、いろいろな報道の中で話をされていますので、これは重要だと思っていますが、そういう研究成果を外に出していくといった機会について、県としてはこういった形でサポートを考えているのかという点についてお聞きしたいと思います。

○藤澤総務室管理課長 県からの支援ということですが、毎年県と県立大学との間で意見交換をする機会があります。あとは、今年は各部局と各学部との意見交換も実施しておりますけれども、大学の先生方がどういう研究をされているのかをもっと知ることで、我々がお願いしたいこともありますし、一緒に協同して研究できることもあるのではないかと考えています。そういった形で、県と一緒に、大学の先生方とその研究成果を生かせるような取り組みを進めていければと考えております。

○ハクセル美穂子委員 ぜひそういった中身が濃くなるように取り組んでいただきたいのと、あと企業の方々のマッチングというのも非常に重要になってくると思いますし、その橋渡し役としては、県の執行部の方々が一番御存じなのではないかと思っておりますので、その点についても、ぜひやっていただきたいという御要望をお伝えして終わりにしたいと思います。

○斉藤信委員 私は、まとめて聞きます。この基本姿勢、基本目標の中に、地域貢献というのがあります。そして、中期目標の中にはいわて創造人材の育成、ふるさと振興の担い手の育成というのがありますね。これまでのこの成果はどうなっているか。そこのかわりで、県内高校からの進学率はどう推移しているか、県内就職率はどう推移しているか、これが第1点です。

第2点は、(3)、ウの財務内容なのですけれども、外部研究資金、これはこの間どのように推移しているのか、ふえているのかどうか。それと、運営経費を抑制するとなっていますが、国立大学法人の場合は、運営費交付金を毎年1%削減されていますね。これは、全国的には大変な規模で、国立大学法人は、今教授も置けないという深刻な事態になっているのですが、恐らく地方の独立行政法人の場合も同じ形になっているのではないかと。いわば、運営経費というのは毎年ずっと削減されているのではないかとありますが、その実態について。

そして、外部資金も含めて、大学全体の教育研究費というのは、全体としても減っているのか、維持されているのか。そして、教員の配置などに支障を来すということはないのか、示していただきたい。

○藤澤総務室管理課長 それでは、地域貢献の成果のところから申し上げたいと思いますけれども、今回の目標でも地域貢献を掲げております。第2期でも掲げていますけれども、県立大学設置の趣旨としては、地域に貢献するというので、一つには地域の進学需要に

応えていきたい、それから地域で活躍する人材を育成していきたいという観点でありまして、これまで約1万2,000人の人材を輩出してきております。

具体的な地域貢献の例としましては、第2期の平成23年度からの例で言いますと、一つは基盤整備ということで、いわてものづくり・ソフトウェア融合テクノロジーセンターというものをつくりまして、これは県立大学の特徴でありますソフトウェアを使ったものづくり産業へのそういった技術の提供ということでもありますけれども、そういったものを通じて県内企業との連携が進んでいると。あとは、地域政策研究センターをつくりまして、地域の課題を吸い上げて研究している。共同研究も昨年度の例で言いますと、大体100件ほどの受託研究をしております。

県もそうですけれども、県立大学の先生方に、県内の自治体の審議会の委員に就任していただきまして、その知見を行政に反映させていただいております。

それから、公開講座は、アイーナキャンパス等を使いまして、市民の皆さんであるとか、看護師等のさらに専門的な教育をするといった観点のことも対応しております。

もう一つ大きいのは、東日本大震災津波後、学生や教員の皆さんが被災地に赴いてボランティア活動を非常に一生懸命やっております。そういったことが地域貢献の例として考えられるところです。

入学者ですけれども、平成28年度の4年制大学の例で申しますと、大体6割強ぐらいの方が県内出身者で、人数で言うと300人ちょっとです。

それから、就職の状況ですが、直近の平成27年度の卒業生で言いますと、4年制大学の全体では45.3%です。平成26年度は44.5%で、少し上昇しており、平成25年度は36.5%でちょっと低かったということです。

平成27年度の分については、学部別に申し上げますが、看護学部は51.7%ということで5割を超えております。これは、過去数年では非常に高い割合になっています。社会福祉学部も51.0%で、5割を超えております。一方で、ソフトウェア情報学部が、ことしの3月で言いますと25.5%で、3割を切っているところです。それから、総合政策学部は54.5%ということで、これも5割を超えています。全般的には5割を超えるようなところでしたが、ソフトウェア情報学部は、やはり就職先が県外に多いということもあって、そういう状況です。

外部資金についてですけれども、外部からの資金の受け入れ実績は、平成27年度は2億5,200万円ほどです。平成26年度は2億6,300万円、平成25年度が2億3,300万円余です。2億円は超えておりますが、昨年度の状況は2億5,000万円余ということで、比較対象としまして、この中期目標の第1期の最終年度であります平成22年度と比べますと、1億5,000万円弱でしたので、1億円ほど増加しているという状況です。

運営費交付金の推移につきましては、まずはこれまで法人化してから第1期、第2期、今度は第3期になりますけれども、第1期のときは年平均44億円くらいが運営費交付金でして、合計で265億円程度。第2期につきましては、年平均39億円くらいで、合計で233

億円程度。考え方として、第1期は法人化前の予算額等をベースにして、初年度の平成17年度の予算を決めまして、そこから経営努力というものも少し勘案しまして、当時は1.5%ほど削減するような案でありました。

それから、第2期ですが、第1期の終わりの年の予算をベースにしまして、第2期の当初の予算を組みまして、そのときもやはり経営努力ということで0.7%ほどの減額ということで予算を組んでおります。

第3期につきましては、今この中期目標を検討するのと並行して検討しておりますけれども、厳しい状況は県財政もそうですし、大学もそうなので、そこは国立大学の岩手大学の状況であるとか、他の公立大学等の状況も見ながら検討してまいりたいと思っております、今検討中です。

それから、教員の数ということでございます。

〔斉藤信委員 「影響があるかだけ。運営費交付金の削減によって、どういう影響が出ているのか。」と呼ぶ〕

○藤澤総務室管理課長 (続) 教員の人数等はしっかりと確保しております、人数も減っていませんので、その限られた予算の中で創意工夫をしながら運営していると考えております。

○斉藤信委員 最後ですが、外部資金は若干ふやしているけれども、運営費交付金は結局どうも減っているようだよね。だから、総体として縮小されていて、しわ寄せが出ているのだと思うけれども、どういうところに出ているのか。

あと、さっきの答弁で地域政策研究センターをつくってやっていると。私は前にも要求したことがあるけれども、岩手大学には地域防災研究センターがつけられて、この間の台風第10号災害でも、理工学部、農学部、専門家が入って、その現地調査の報告会も開催されました。私も行ってきました。行政の担当者というのは、防災の専門家がないのです。素人が対応しているのだから、系統的に養成しないと。だから、岩手大学なんかと連携して、毎年行政のそういう防災担当者をきちっと教育、養成する、そういうことが必要なのではないか。

あともう一つは、自主防災組織というのがつけられているのですけれども、この研修というのが全くわずかなのです。本当に年間100人にもならないような研修で、実際にはかなり自主防災組織がつけられているのです。有名無実のところが多いと私は指摘したのだけれども、やっぱり自主防災組織の方々をきちんと研修するというか。これだけ災害が続いている中で、本当に防災力を高める、そういう分野でも、ぜひ県立大学に役割を果たしてほしいと思っています。これは提言でもありますけれども、その2点を聞いて終わります。

○藤澤総務室管理課長 今委員から御指摘がありましたが、防災の観点から県立大学がもっと貢献できないかという趣旨かと思えます。県立大学におきましては、看護学部があります。それから、ソフトウェア情報学部がありますので、そういった研究であるとか取り

組みが県内の地域の防災力の向上に貢献できることがないかどうか、少し大学のほうにも、そういう委員の御指摘を伝えてまいりたいと思います。

○大槻理事兼副部長兼総務室長 齊藤委員のほうから、岩手大学と協力してというお話がありました。県立大学と岩手大学はCOCプラスの中で、協働して物事に当たるということになっております。そういった部分もありますし、この間の火山防災の関係でも、県立大学の先生のほうからいろんな提言もありました。そういった専門家もいることで、基本的には県立大学は文系中心の大学ではありますが、その辺のところでの防災の専門家育成とか、そういった部分についても、今後岩手大学の工学系のほうともいろいろ話し合いを進めながら、その部分には取り組んでまいりたいと考えております。

○齊藤信委員 大事なことを一つ忘れていました。鈴木学長がILCの重要な役割を担って、海外に行ったり全国を回っていますよね。この活動費というのは、大学負担なのか、県負担なのか、どこが負担しているのか。私は、大学の枠を超えて活躍されていると思うのだけれども、その点だけ聞いて終わります。

○藤澤総務室管理課長 鈴木学長のILCに係る活動の経費ということですが、基本的には大学の研究費の中から対応しているものと考えております。大学には、先ほど申し上げているように、県からの運営費交付金、委託費等での対応かと思えます。

○工藤誠委員 168 ページの(5)のアですけれども、学修支援と生活支援ということにかかわって、この場で県のほうに申し上げることが適切かどうかわかりませんが、奨学金のことについてちょっとお伺いしたいと思います。事前にいただいている資料では、大学自体の学業奨励金としての貸与の人数が、通常分と被災学生特別枠合わせて64人ですか。それと、日本学生支援機構からの奨学金を借りている方が一種、二種、それから両方併用している方で1,381人ということで、非常に多いような気がします。いずれ無利子ということはあっても、後で償還金を免除するということはないのでしょうか。そういうことで、先ほどもお話がありましたが、県内から6割の方が入学されているということで、何とか大学独自のもう少し緩やかな奨学金制度みたいなものを拡充していただけないものかと。先ほど運営資金が厳しいという話なので、言いづらいところもあるのですが、そういうことを一つお願いしたいということ。

あくまで現段階でのお話ですが、新聞報道によれば、政府では2018年度から月3万円程度の給付型奨学金について2万人を想定して導入するとのことですが、こういうことが導入された場合、県立大学にとってはどういうメリットがあるか。学生を集めるためにもいいような気もするし、それから学生たちがアルバイトに追われるようなこともなくなるような気がします。学業に専念できるような気がしますので、そういう情報をどう分析されているかということ。

最後の3点目は、各県で公立大学とか名称がさまざまありますが、各県には1校ずつぐらい県立大学を持っていますよね。青森公立大学とか、秋田県もあると思いましたが、宮城県もあつたと思います。そういう中で、岩手県立大学が本当にこれから生き残っ

ていくために、いわて創造人材というタイトルをつけているのですけれども、本当に何を売りにしていくのか。確かに鈴木学長も立派な方だとは思いますが、売りにという言葉は大変失礼ですが、本当に何を掲げて何を訴えていくかというところをしっかりと県と大学が連携してアピールしていくべきではないかと思えます。その辺のお考えをお伺いしたいと思えます。それで終わります。

○藤澤総務室管理課長 三つお尋ねがありました。

まず一つ目の奨学金のことです。委員から御指摘がありましたように、県立大学では学業奨励金という大学独自の奨学金があります。こちらのほうは、県内に定着する等の条件に該当する場合には、返還免除という仕組みがあります。それから、多数の学生は日本学生支援機構の奨学金を使っています。現時点では、なかなかすぐに新しい制度というところまでは検討が及んでおりませんが、中期目標に書きましたとおり、学生の生活支援ということは非常に重視しております。県内の志のある学生、高校生の方たちが、学習の機会を、大学で高等教育を学ぶ機会を広く設けていくということは非常に大事なことだと思っておりますので、そういうことについては念頭に置いております。

関連するものとして、奨学金ではありませんけれども、授業料免除の仕組みがあります。そういったこともPRしながら、工夫すれば大学に通えるのだということをお示しできればと思います。

国の給付型奨学金の制度について、詳細については、まだ私どもも承知しておりませんが、日本学生支援機構の奨学金も大学のホームページでもPRしているのですが、そういった奨学金についても広く県立大学のホームページ等でPRしまして、高校生が大学に通えるのだということの機会を周知できればと考えております。

大学の独自性ということですが、県立大学は地域に根差した大学ということを掲げておりまして、地域に貢献する人材育成ということが一番だと思っております。そういう観点から、先ほどCOCプラスの事業の取り組みも御説明いたしましたけれども、実際に現場に出向いて課題を見つけて解決するといったような授業、カリキュラムも取り組み始めておりますので、そういったことも活用しながら、学生が地域にもっと目を向けるような、そういう教育にも取り組んでいきたいと考えております。

○高橋但馬委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、総務部関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第 32 号私学助成を拡充させ、教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願及び受理番号第 33 号私学助成の充実強化等に関する請願、以上 2 件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○岡部私学・情報公開課長 請願陳情受理番号第 32 号私学助成を拡充させ、教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願及び請願陳情受理番号第 33 号私学助成の充実強化等に関する請願について御説明申し上げます。なお、説明に当たりましては、お手元にお配りしております資料により御説明申し上げます。

まず、請願陳情受理番号第 32 号の項目 1 の運営費補助についてであります。私立学校の振興を図ることは本県学校教育の振興を図る上からも重要な課題であり、これまでも私立学校の経常的経費に対する助成に重点を置いてきたところです。私立学校に対する運営費補助につきましては、生徒等一人当たり補助単価を、毎年度国庫補助単価及び地方交付税単価の改定に合わせて増額してきているところです。今後とも所要の予算の確保に努めてまいります。

次に、請願陳情受理番号第 32 号、項目 2 の授業料減免補助及び入学金減免補助についてであります。本県の授業料減免補助につきましては、高校生の場合、不慮の災害や家計急変の世帯を対象に、また高校専攻科生の場合、低所得世帯をも対象にそれぞれ支援を行っているほか、入学金減免補助につきましては、生活保護受給世帯の高校生等を対象として支援を行っているところであり、引き続き経済的に就学が困難な生徒の支援に努めてまいります。

資料 2 ページをごらん願います。被災幼児児童生徒に対する支援につきましては、入学選考料、入学金、授業料及び施設整備費等への助成を行うとともに、被災高校生の場合には、いわて学びの希望基金を活用して、教科書、制服及び修学旅行に係る費用を給付しているところであり、引き続き被災幼児児童生徒の就学支援に努めてまいります。

次に、請願陳情受理番号第 32 号、項目 3 及び請願陳情受理番号第 33 号、項目 2 の就学支援についてであります。国の就学支援金制度が改正され、平成 26 年 4 月入学の生徒から、支給対象世帯の所得制限が設けられた一方で、低所得者世帯を対象として授業料に充てるための支援金が増額されるなど、低所得者世帯への支援の充実や公私間格差の是正が図られたところです。さらに、平成 26 年度から低所得者世帯に対して授業料以外の学用品等に充当できる奨学のための給付金制度が創設されたところです。これら支援制度の活用により、引き続き経済的に就学が困難な生徒の支援に努めてまいります。

また、先ほど御説明いたしました。私立高等学校の授業料については、国の就学支援金に加えまして、不慮の災害や家計の急変により収入が減収となった世帯に対する授業料

等減免事業補助による支援とともに、被災者に対しましては、いわての学び希望基金による教科書購入等の給付など、各種事業により引き続き支援に努めてまいります。

なお、私立の小中学校においても高等学校と同様に、冒頭に御説明いたしました運営費補助による学校への支援等を通じて、教育条件の維持向上と就学上の経済的負担の軽減を図ることとしており、今後も必要額の確保に努めてまいります。

次に、請願陳情受理番号第 32 号、項目 4 及び請願陳情受理番号第 33 号、項目 3 の耐震化への補助と教育環境の整備についてであります。私立学校施設の耐震化につきましては、これまでの耐震診断事業費補助及び耐震改修事業費補助制度に加えまして、昨年度、国の耐震事業に対応した県のかさ増し補助制度として、新たに耐震改築事業費補助制度を創設したところです。県では、これまでも国に対しまして支援制度の拡充を要望してきたところでありまして、県、国では私立学校の耐震化の促進に向けて予算の拡大、耐震補強工事等の補助や低利融資制度の拡充を図ってきております。

また、私立学校における ICT、これは情報通信技術を言いますが、この環境の整備につきましても、国の補助制度により継続的な支援がなされているところです。これら制度の周知、活用を促進し、耐震化や ICT 環境の整備等、教育環境の整備充実を進めてまいります。

次に、3 ページをごらん願います。請願陳情受理番号第 32 号、項目 5 の新時代を拓く特色ある学校づくり推進事業についてであります。この補助は私立高等学校における特色ある教育を推進するため、全国に先駆けて県単独で創設したものでありまして、スポーツの強化や国際交流などの特色ある教育活動を支援しております。厳しい財政状況ではありますが、平成 20 年度以降、本年度まで 1 億 5,000 万円の補助額を確保したところです。県といたしましては、各私立高等学校の建学の精神に基づく特色ある教育活動に対する支援は重要であると認識しておりますので、今後とも所要の予算の確保に努めてまいります。

次に、請願陳情受理番号第 32 号、項目 6 及び請願陳情受理番号第 33 号、項目 1 の国の私学助成制度等についてであります。国の私学助成の大きな柱でございます私立高等学校等経常費助成費補助金の生徒等一人当たりの国庫補助単価につきましては、平成 29 年度、文部科学省予算の概算要求においても増額要求がなされているところです。

また、国の過疎高等学校特別経費補助金の生徒一人当たり国庫補助単価につきましては、平成 29 年度概算要求におきまして、今年度と同額での要求がなされているところです。

就学支援金制度につきましては、政府予算提言要望や全国知事会等を通じて制度の見直し、拡充を要望してきているところですが、国の平成 29 年度概算要求では、今年度と同額の支援金月額が要求されておりますことから、今後とも要望活動を続けてまいります。以上で説明を終わります。

○高橋但馬委員長 これらの請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○千葉伝委員 説明資料 3 ページの項目 5、新時代を拓く特色ある学校づくり推進事業について、本県が単独で創設したものであるということで、平成 20 年度から 1 億 5,000 万円という

ことですが、この補助金額は毎年1億5,000万円なのか、これまでの積み重ねで1億5,000万円なのか。それから、全私立高校に支援しているということでしょうから、これは一律に1校何円という形になるのか。

○岡部私学・情報公開課長 新時代を拓く特色ある学校づくりの推進事業補助額の件ですが、これにつきましては平成20年度以降、毎年度1億5,000万円確保しております。各私立学校への交付ですけれども、各経費当たり3分の2の補助をしているところです。

○佐藤法務学事課総括課長 ただいまの説明に追加で御説明させていただきますが、新時代を拓く特色ある学校づくり推進事業は、各学校から事業計画、例えばスポーツ振興とか、外国人招聘とか、毎年度事業計画を出していただいて、それを審査いたしまして、その経費の3分の2を補助するという仕組みです。

○高橋但馬委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 ほかになければ、これらの請願の取り扱いを決めたいと思います。

まず、受理番号第32号私学助成を拡充させ、教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

次に、受理番号第33号私学助成の充実強化等に関する請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

ただいま採択と決定した請願につきましては、国に対して意見書の提出を求める項目がありますので、今定例会に委員会発議したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 御異議なしと認め、さよう決定します。

それでは、意見書の文案を検討いたします。なお、ただいま採択されました2件の請願は関連がありますので、意見書はまとめたいと思います。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○高橋但馬委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思います。これについて御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定しました。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

以上をもって、総務部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 なければ、これをもって総務部関係の審査を終わります。総務部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、次回の委員会の運営について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回1月に予定しております閉会中の委員会についてであります。所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査項目については、スポーツ医・科学についてといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

○斉藤信委員 先ほど継続した案件があるので、午前中は現地調査でいいですけども、午後に継続案件についての審議ができるようお願いしたい。

○高橋但馬委員長 民事訴訟の推移と教育委員会の対応状況を踏まえて対応したいため、1月の閉会中の委員会は、午前中に現地調査を行い、先ほど継続協議と決定いたしました件については、午後から当委員会室において協議を行うとともに、必要に応じて執行部の出席を求めることとしてはいかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 異議がないようですので、さよう決定しました。なお、詳細については当職に御一任願います。

追って、継続調査と決定いたしました各件につきましては、別途議長に対し閉会中の継続調査の申し出を行うことといたしますので、御了承願います。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。